

# オランダ・ハイネケン社の取替価値会計

久木田 重 和

- I はじめに
- II オランダ取替価値会計実務の多様性と類型化
- III 取替価値会計7類型と取得原価主義会計の会計処理と基本財務諸表上の処理
- IV ハイネケン社の取替価値会計の展開
- V ハイネケン社の取替価値会計とフィリップスの取替価値会計の異同
- VI むすびにかえて

## I はじめに

オランダの企業会計がこれまで会計界で国際的に注目されてきたのは、リンパークにより理論的な基礎を築かれた取替価値会計（Vangingswaardestelsel, Replacement Value Accounting）と称されるオランダ型時価主義会計が制度的容認のもとに実践されてきたことである<sup>1)</sup>。そのなかでも、電気機器メーカーのフィリップス社の取替価値会計は、会計界では、オランダ型時価主義会計である取替価値会計を全面的に適用してきたことでその名を知られている<sup>2)</sup>。フィリップス社はオランダ取替価値会計の代名詞にまでなっていた。

そのため、従来オランダの取替価値会計実践が取り上げられる場合には、主にフィリップス社のケースであり、フィリップス社以外のケースについては余り知られていない。当のオランダにおいてもフィリップス社以外のケースが紹介されるのは極めて稀である<sup>3)</sup>。フィリップス社以外の企業が適用している取替価値会計がフィリップス社のそれとまったく同じであれば、ことさらフィリップス社以外の企業の取替価値会計を取り上げる必要もない。しかし、オランダにおける取替価値会計の実践は一様ではなく、多様性に富んでいる。フィリップス社以外のオランダ企業において取替価値会計はどのように形態で適用されているのかということは明らかにすべき興味ある問題である。

フィリップス社は1951年度から取替価値会計に全面的に依拠した基本財務諸表を作成開示してきたが、1992年度にはこの会計実践を取り止め、取得原価主義会計に全面的に依拠した基本財務諸表を作成開示するように会計方針を変更した。オランダ取替価値会計の象徴的な存在であったフィリップス社が取替価値会計から取得原価主義会計に転換しとことはエポックメイキングな出来事であったので、オランダのマスコミでもセンセーショナルに取り上げ

られた<sup>4)</sup>。

フィリップス社が取替価値会計から取得原価主義会計に移行した前後からオランダ企業会計実践における取得原価主義会計指向性が一段と高まった。取替価値会計を適用してきた企業の多くが取得原価主義会計に変更するなかにあつて、オランダを代表するビール醸造メーカーとしてその名を知られているハイネケン社 (Heineken N.V.)<sup>5)</sup> は、EU 域内の上場企業に IFRS が強制適用された直前の 2004 年度まで取替価値会計に全面的に依拠した基本財務諸表を作成開示する会計実践を続けてきた唯一の企業である。ハイネケン社は 1955/1956 年度に取替価値会計を部分的に適用し始め、その後取替価値会計を全面的に適用するようになり、しかも、フィリップス社が取得原価主義会計に転換した 1992 年度以降さらに 13 年間も取替価値会計を全面的に適用してきたわけである<sup>6)</sup>。この意味でも、ハイネケン社の取替価値会計はオランダ取替価値会計実務を分析するための手掛りをえる一助となることは言うまでもない。しかし、不思議なことに、フィリップス社以外の企業の場合と同様に、このハイネケン社の取替価値会計についてあまり知られていない<sup>7)</sup>。

そこで、小稿では、手許にあるハイネケン社の年次報告書を手掛りにその取替価値会計の構造と特質を明らかにすることにする。オランダ取替価値会計実務とハイネケン社の取替価値会計実務との異同にも触れる。

## Ⅱ オランダ取替価値会計実務の多様性と類型化

ハイネケン社の取替価値会計の特質を明らかにするためにまず、ハイネケン社以外の取替価値会計実務が一様ではなく、多様性に富んでいることを確認する<sup>8)</sup>。

### (1) 取替価値会計と取得原価主義会計の適用・実践の意味

他の国々と異なったオランダ企業会計の特質として従来から指摘されてきたことは、取得原価主義会計と同様に取替価値会計が制度的に容認されている、ということである。それは、オランダの会計制度が基本財務諸表を取替価値会計によって作成・開示することを容認しているということであり、基本財務諸表の作成・開示に対してはあくまでも取得原価主義会計の適用を強制し、補足財務諸表の作成・開示に際してのみ取替価値会計の適用を認めているにすぎない、という意味ではない。

そのため、オランダでは以前から、基本財務諸表を取替価値会計に基づいて作成・開示する企業もあれば、取得原価主義会計によって基本財務諸表を作成・開示する企業もあるわけである。

そこで、オランダの企業会計の実務は、基本財務諸表を取替価値会計に基づいて作成・開示しているのか、それとも取得原価主義会計に基づいて基本財務諸表を作成・開示している

のか、という観点から大別することができる。ここでは、取替価値会計に基づいて基本財務諸表を作成・開示する会計実践を取替価値会計の適用もしくは実践ということにし、取得原価主義会計に基づいて基本財務諸表を作成・開示する会計実践を取得原価主義会計の適用もしくは実践ということにする。したがって、取替価値会計適用（実践）企業という場合、基本財務諸表を取替価値会計に基づいて作成・開示している企業を指しているし、取得原価主義会計適用（実践）企業という場合、基本財務諸表を取得原価主義会計に基づいて作成・開示している企業を指している<sup>9)</sup>。

## （２）取替価値会計実践の類型化

取替価値会計はもともと、実体資本維持を目的とした損益計算の方法である。損益計算書に費用計上する費用性資産（費用性有形固定資産・棚卸資産）の費消部分を取替価値基準で評価し、実現収益と対応させて損益計算を行うものである。したがって、減価償却費や売上原価もしくは原材料費は、損益計算書には取替価値基準で費用計上されることになる。費用性資産の費用評価を取替基準で行う前提として、その在高評価も取替価値基準で行う場合が多い。

そこで、費用性資産である費用性有形固定資産と棚卸資産について、その在高評価と費用評価を取替価値基準とするのか、取得原価基準とするのか、という観点から、評価基準の組み合わせによって評価方法の諸類型を一覧にすると、表 I のように、機械的には 16 個の組み合わせが考えられる。

オランダでは、在高評価（貸借対照表）と費用評価（損益計算書）は同一の評価基準によるものとされている。在高評価を取替価値基準で行う場合には、費用評価も取替価値基準で行わなければならないし、在高評価を取得原価基準で行うときには、費用評価も取得原価基準で行わなければならない。したがって、在高評価を取替価値基準で行うものの、費用評価を取得原価基準で行うことはできないわけである。反対に、在高評価を取得原価基準で行うが、費用評価を取替価値基準で行うことは容認されている<sup>10)</sup>。

この結果、表の類型 1 から類型 5、類型 7 および類型 9 の計 7 つの類型が取替価値会計として容認されるものといえる。類型 6 と類型 8 および類型 10 から類型 15 の計 8 つの類型は、容認されないものである。最後の類型 16 がいわゆる取得原価主義会計である。

では、表 I のうち取替価値会計として制度上も容認されることになる類型 1 から 5、7 および 9 はいずれも、オランダの取替価値会計適用企業において、具体的に適用されているのだろうか。

そこで、EC4 号指令の国内法化した民法典第 2 巻第 8 章が施行された 1984 年の前年から筆者が年次報告書を集めた調査対象企業のうち取替価値会計適用企業と看做することができる企業では、表 I の類型 1、類型 3、類型 4、類型 5、類型 7 および類型 9 の 6 類型が現実に

表 I 取替価値基準と取得原価基準による評価方法の諸類型

評価対象 類 型	在 高 評 価		費 用 評 価	
	費 用 性 資 産		費 用 性 資 産	
	有形固定資産 (償却資産)	棚 卸 資 産	有形固定資産	棚 卸 資 産
			減 価 償 却 費	売 上 原 価 原 材 料 費
類 型①	RV	RV	RV	RV
類 型②	RV	HC	RV	RV
類 型③	RV	HC	RV	HC
類 型④	HC	RV	RV	RV
類 型⑤	HC	HC	RV	RV
類 型⑥	HC	RV	RV	HC
類 型⑦	HC	HC	RV	HC
類 型⑧	RV	RV	RV	HC
類 型⑨	HC	RV	HC	RV
類 型⑩	RV	RV	HC	RV
類 型⑪	HC	HC	HC	RV
類 型⑫	RV	HC	HC	RV
類 型⑬	RV	RV	HC	HC
類 型⑭	RV	HC	HC	HC
類 型⑮	HC	RV	HC	HC
類 型⑯	HC	HC	HC	HC

(注) RV : 取替価値 (Replacement Value) HC : 取得原価 (Historical Cost)

表Ⅱ 取替価値会計の7類型と取得原価主義会計の識別基準

評価対象 会計方法		在 高 評 価		費 用 評 価	
		費 用 性 資 産		費 用 性 資 産	
		有形固定資産 (償却資産)	棚 卸 資 産	有形固定資産	棚 卸 資 産
減 価 償 却 費	売 上 原 価 原 材 料 費				
取 替 価 値 会 計 ( R V A )	R V A ・ I 型	RV	RV	RV	RV
	R V A ・ II 型	RV	HC	RV	HC
	R V A ・ III 型	建物のみ RV 建物以外 HC	HC	建物のみ RV 建物以外 HC	HC
	R V A ・ IV 型	HC	RV	RV	RV
	R V A ・ V 型	HC	HC	RV	RV
	R V A ・ VI 型	HC	HC	RV	HC
	R V A ・ VII 型	HC	RV	HC	RV
取得原価主義会計 (HCA)		HC	HC	HC	HC

(注) RVA : 取替価値会計 (Replacement Value Accounting)

HCA : 取得原価主義会計 (Historical Cost Accounting)

RV : 取替価値 (Replacement Value) HC : 取得原価 (Historical Cost)

実践されていることが確認できる。このうち類型3は、費用性有形固定資産の在高評価と費用評価をともに取替価値基準で行うものであるが、現実の実践状況の子細を見ると、主要な費用性有形固定資産の在高評価と費用評価を取替価値基準としている企業と費用性有形固定資産のうち建物についてのみ在高評価と費用評価を取替価値基準としている企業に区別することができる。しかも、取替価値会計適用企業においてその比重は増してきた。

この結果、オランダの取替価値会計適用企業における取替価値会計実践は、表Ⅱで示されているように、7つの類型に大別することができる。表Ⅱでは、取替価値会計の7類型ばかりではなく、それと取得原価主義会計との異同が明確になるように、取替価値会計の7類型と取得原価主義会計の識別基準を一覧にしている<sup>11)</sup>。

オランダ・ハイネケン社の取替価値会計

オランダ語では、取替価値は *vervangingswaarde*、取替価値会計は *vervangingswaardestelsel*、*vervangingswaardemethode* 等と表記されるが、小稿では、便宜上、取得原価と取得原価主義会計とともに、次のように英文表記の略語で示す。

取替価値：RV (Replacement Value)

取替価値会計：RVA (Replacement Value Accounting)

取得原価：HC (Historical Cost)

取得原価主義会計：HCA (Historical Cost Accounting)

表Ⅱで示した取替価値会計の7類型の特質を明らかにするために、必要な部分について基本的な会計処理および基本財務諸表上の処理（表示）を示すことにする<sup>13)</sup>。

**RVA・I型**——全費用性資産（費用性有形固定資産と棚卸資産）の在高評価と費用評価をともに取替価値基準で行う会計方法であり、いわゆる取替価値会計の全面的適用型である。

【会計処理】

再評価の処理

(固定資産)	xxx	(再評価準備金)	xxx	
		└──────────────────┘		
		RV - HC		
 (棚卸資産)	 xxx	 (再評価準備金)	 xxx	
		└──────────────────┘		
		RV - HC		

棚卸資産の費消（売却）の処理：

(売上原価)	xxx	(棚卸資産)	xxx	
		└──────────────────┘		
		RV		

固定資産費消（減価償却）の処理

(減価償却費)	xxx	(減価償却累計額)	xxx	
		└──────────────────┘		
		RV		

〈基本財務諸表上の処理〉

P/L	B/S
売上高 xxx	固定資産
売上原価 xxx (RV)	取替価値 xxx
減価償却費 xxx (RV)	RV 減価償却累計額 <u>xxx</u> xxx

## 棚卸資産

取替価値 xxx

**RVA・Ⅱ型**——費用性資産のうち費用性有形固定資産（償却資産）の在高評価と費用評価をともに取替価値基準で行う会計方法である。これは、取替価値会計の部分的適用型の一つである。

## 【会計処理】

固定資産の再評価の処理

(固定資産)	xxx	(再評価準備金)	xxx
		└──────────────────┘	
RV-HC			

固定資産の費消（減価償却）の処理

(減価償却費)	xxx	(減価償却累計額)	xxx
		└──────────────────┘	
RV			

〈基本財務諸表上の処理〉

P/L	B/S
売上高 xxx	固定資産
売上原価 xxx (HC)	取替価値 xxx
減価償却費 xxx (RV)	RV 減価償却累計額 <u>xxx</u> xxx
	棚卸資産
	取得原価 xxx

**RVA・Ⅲ型**——RVA・Ⅱ型と類似しているが、費用性有形固定資産のうち建物についてのみ、その在高評価と費用評価を取替価値基準とする会計方法である。建物以外の費用性有形固定資産について、在高評価と費用評価は取得原価基準によって行うことになる。

## 【会計処理】

建物の再評価の処理

(建物)	xxx	(再評価準備金)	xxx
		└──────────────────┘	
RV-HC			

建物の費消（減価償却）の処理

(建物減価償却費)	xxx	(建物減価償却累計額)	xxx
		└──────────────────┘	
RV			

〈基本財務諸表上の処理〉

P/L	B/S
売上高 xxx	固定資産
売上原価 xxx (HC)	建物
減価償却費	取替価値 xxx
建物 xxx (RV)	RV減価償却累計額 <u>xxx</u> xxx
建物以外 xxx (HC)	建物以外
	取得原価 xxx
	HC減価償却累計額 <u>xxx</u> xxx
	棚卸資産
	取得原価 xxx

**RVA・IV型**——費用性有形固定資産の在高評価は取得原価基準とするものの、その費用評価は取替価値基準とするとともに、棚卸資産の在高評価と費用評価は取替価値基準とする会計方法である。これは、損益計算上、RVA I型と同じ結果となる。

【会計処理】

棚卸資産の再評価の処理

(棚卸資産) xxx	(再評価準備金) xxx
└──────────────────┘	
RV-HC	

棚卸資産の費消(売却)の処理

(売上原価) xxx	(棚卸資産) xxx
└──────────────────┘	
RV	

固定資産の費消(減価償却)の処理

HC	
(減価償却費) xxx	(減価償却累計額) xxx
(追加減価償却費) xxx	(再評価準備金) xxx
└──────────────────┘	
RV-HC	

〈基本財務諸表上の処理〉

P/L	B/S
売上高 xxx	固定資産





【会計処理】

固定資産の費消（減価償却）の処理

HC			
(減価償却費)	xxx	(減価償却累計額)	xxx
(追加減価償却費)	xxx	(再評価準備金)	xxx
RV-HC			

〈基本財務諸表上の処理〉

P/L		B/S	
売上高	xxx	固定資産	
売上原価	xxx (HC)	取得原価	xxx
減価償却費	xxx (RV)	HC減価償却累計額	<u>xxx</u> xxx
		棚卸資産	
		取得原価	xxx

**RVA・Ⅶ型**——費用性資産のうち棚卸資産についてのみ在高評価と費用評価を取替価値基準で行ない、費用性有形固定資産については在高評価も費用評価も取得原価基準とする方法である。

【会計処理】

棚卸資産の再評価の処理

(棚卸資産)	xxx	(再評価準備金)	xxx
RV-HC			

棚卸資産の費消（売却）の処理

(売上原価)	xxx	(棚卸資産)	xxx
RV			

〈基本財務諸表上の処理〉

P/L		B/S	
売上高	xxx	固定資産	
売上原価	xxx (RV)	取得原価	xxx
減価償却費	xxx (HC)	HC減価償却累計額	<u>xxx</u> xxx
		棚卸資産	
		取替価値	xxx

### Ⅲ 取替価値会計の 7 類型と取得原価主義会計の会計処理と基本財務諸表上の処理

ハイネケン社の取替価値会計の特質を確認する手懸りを得るための一助として、きわめて単純な数値例を用いて、Ⅱで明らかにした取替価値会計の 7 類型のそれぞれの会計処理と基本財務諸表上の処理（表示）を示すことにする<sup>14)</sup>。

#### (1) 設例の前提

取替価値会計は、オランダでは業種を問わず適用されてきたが、問題を単純にするために以下の設例では、商品売買業を想定している。個別価格である取替価値が一方的に上昇することを想定し、これが下落するケースや貨幣価値の変動も無視している。なお、費用性有形固定資産には、建物、機械（機械設備）の以外に、その他営業用有形固定資産、非営業用有形固定資産、建設仮勘定などもあるが、取替価値会計に関して特に重要なものは建物と機械（機械設備）であるので、以下の設例では、建物と機械に限定している。

また、取替価値会計の 7 類型と取得原価主義会計との異同を確認するために、取得原価主義会計については、先入先出法（FIFO）と後入先出法（LIFO）を適用した場合の会計処理と基本財務諸表上の処理（表示）も併せて示すことにする。

取替価値会計は、基本的には、費用性資産の費用評価を取替価値基準で行う損益計算システムであるが、その前提として多くの場合、費用性資産の在高評価も取替価値基準で行うものである。その際に生じる再評価差額は保有利得とはみなされず、処分不可能な資本性の再評価準備金（herwaarderingsreserve）として処理される。なお、再評価の対象になっている資産がすべて自己資本によって賄われている場合には、再評価差額の全額が再評価準備金とされるが、一部他人資本によって賄われているときには、再評価差額の全額が再評価準備金とはされず、他人資本によって賄われている部分については、ギアリング調整（financieringscorrectie）によって、利益性のもととされることもある。オランダにおける取替価値会計適用企業がすべてギアリング調整を導入していたわけではないので、以下ではギアリング調整は考慮しない。

再評価差額について、再評価時には未実現再評価準備金とし、費用性資産の費消時に実現再評価準備金とすることもある。しかし、ここでは、表Ⅱで示した取替価値会計の 7 類型の特質を明らかにすることを主眼としているために、再評価差額に関するギアリング調整、実現・未実現の問題は捨象し、固定資産についてはバックログ償却の問題が生じないようにしている。

オランダでも、税法はもともと取替価値会計を容認していないため、資産再評価に伴う再評価差額は税務上、所得と看做され、減価償却や棚卸資産の売却によって実現したときに課

オランダ・ハイネケン社の取替価値会計

税されることになる。そのため、資産の再評価時には、再評価差額に対する将来の税金負担義務を繰延税金負債（latente belasting）として負債計上し、再評価差額からこの繰延税金負債を控除した金額を再評価準備金として計上することになる。

法人税は取替価値会計ではなく取得原価主義会計（FIFO）による税引前純利益に基づいて計上しなければならない。以下では、損益計算書上の法人税については取替価値会計による税引前純利益に基づいて計上するが、繰延税金負債のうち費用性資産の費消に対応する部分は未払法人税に振り替える会計処理を行い、未払法人税が取得原価主義会計（FIFO）に基づく場合と同じ結果になるようにする。

設例 1

- (1) T社の20×1年1月1日現在の貸借対照表は、以下のとおりである。

		貸借対照表			
		20×1年1月1日現在		(単位：ユーロ)	
建	物	3,000	資	本	2,400
機	械	2,000	借	入	5,500
棚	卸				
	資				
	産	1,000			
	1,000個×@€1.00	1,000			
現	金	1,900			
		7,900	7,900		

- (2) 建物と機械は20×0年12月31日に取得したものであり、残存価格はゼロ、耐用年数は建物10年、機械5年で、定額法で償却する。  
20×1年1月2日に取替価値は、建物が€3,600、機械が€2,500となり、それ以降期末（20×1年12月31日）まで変化がないものとする。
- (3) 棚卸資産の20×1年度中の売買取引は次のとおりである。  
5/1 棚卸資産1,400個を@€1.20で現金で購入した。  
10/1 棚卸資産1,200個を@€2.60で現金で販売した。
- (4) 棚卸資産の取替価値は次のとおりである。  
1/1～3/31 €1.00  
4/1～8/31 €1.20  
9/1～12/31 €1.35
- (5) 税率は50%とする。
- (6) 単純化のために、その他の費用は無視する。
- (7) 棚卸資産の払出は先入先出法による。

以下、この設例 1 に基づいて、取替価値会計の 7 類型と取得原価主義会計 (FIFO と LIFO) による場合に、それぞれの勘定処理と基本財務諸表上の処理はどのように違うのかを示すことにする。勘定処理を示す際には、必要に応じて、計算プロセスを付記しておく (ただし、最初に出てくる場合にのみ計算プロセスを示し、後の類型で同じ処理が行われるときには、割愛している)。棚卸資産の販売時の処理は、売上収益に直接対応する売上原価を販売時に計上する方法である売上原価対立法によっている。貸借対照表は、オランダで一般的な固定性配列法によっている。固定資産の表示は取替価値もしくは取得原価から減価償却累計額を科目別に控除する形式による。棚卸資産については期末棚卸数量と単価も表示する。オランダでは貸借対照表の貸方の表示は、自己資本、他人資本の順に配列するのがふつうであるので、それによっている。

## (2) 取替価値会計の 7 類型の会計処理と基本財務諸表上の処理

### RVA・I 型

#### 【会計処理】

##### ① 固定資産の再評価の処理

1/2	(建	物)	600	(再評価準備金)	300 <sup>*1</sup>
				(繰延税金負債)	300 <sup>*1</sup>
1/2	(機	械)	500	(再評価準備金)	250 <sup>*2</sup>
				(繰延税金負債)	250 <sup>*2</sup>
				* 1 (€3,600 - € 3,000) × 0.5 = € 300	
				* 2 (€2,500 - € 2,000) × 0.5 = € 250	

##### ② 棚卸資産の再評価の処理

4/1	(棚	卸	資	産)	200	(再評価準備金)	100 <sup>*1</sup>
						(繰延税金負債)	100 <sup>*1</sup>
						* 1 1,000 × (€1.20 - € 1.00) × 0.5 = € 100	

##### ③ 棚卸資産の購入の処理

5/1	(棚	卸	資	産)	1,680	(現	金)	1,680 <sup>*1</sup>
								* 1 1,400 × € 1.20 = € 1,680

##### ④ 棚卸資産の再評価の処理

9/1	(棚	卸	資	産)	360	(再評価準備金)	180 <sup>*1</sup>
						(繰延税金負債)	180 <sup>*1</sup>
						* 1 2,400 × (€1.35 - € 1.20) × 0.5 = € 180	

##### ⑤ 棚卸資産の販売の処理

10/1	(現	金)	3,120	(売	上)	3,120 <sup>*1</sup>
------	----	----	-------	----	----	---------------------

オランダ・ハイネケン社の取替価値会計

(売上原価) 1,620 (棚卸資産) 1,620\*2

\* 1  $1,200 \times \text{€} 2.60 = \text{€} 3,120$

\* 2  $1,200 \times \text{€} 1.35 = \text{€} 1,620$

⑥固定資産の費消(減価償却)の処理

12/31 (建物減価償却費) 360 (建物減価償却累計額) 360\*1

(機械減価償却費) 500 (機械減価償却累計額) 500\*2

\* 1  $\text{€} 3,600 \div 10 \text{年} = \text{€} 360$

\* 2  $\text{€} 2,500 \div 5 \text{年} = \text{€} 500$

⑦法人税の計上

12/31 (法人税) 320 (未払法人税) 320\*1

\* 1 取替価値会計に基づく税引前純利益

$\text{€} 3,120 - (\text{€} 1,620 + \text{€} 860) = \text{€} 640$

法人税額の計算

$\text{€} 640 \times 0.5 = \text{€} 320$

⑧固定資産の再評価差額 € 1,100 のうち € 160 が減価償却によって実現したことに伴う会計処理

12/31 (繰延税金負債) 80 (未払法人税) 80\*1

\* 1  $\text{€} 160 \times 0.5 = \text{€} 80$

⑨棚卸資産の再評価差額 € 560 のうち € 380 が販売によって実現したことに伴う会計処理

12/31 (繰延税金負債) 190 (未払法人税) 190\*1

\* 1  $\text{€} 380 \times 0.5 = \text{€} 190$

【基本財務諸表上の処理】

損 益 計 算 書			
自20×1年1月1日至20×1年12月31日			
(単位：ユーロ)			
売上原価	1,620	売上高	3,120
減価償却費	860		
法人税	320		
純利益	320		
	3,120		3,120
	3,120		3,120

## 貸借対照表

20×1年12月31日現在

(単位：ユーロ)

建物	3,600		資本金	2,400
減価償却累計額	360	3,240	再評価準備金	830
機械	2,500		純利益	320
減価償却累計額	500	2,000	借入金	5,500
棚卸資産			繰延税金負債	560
1,200×€1.35		1,620	未払法人税	590
現金		3,340		
		10,200		10,200

## RVA・Ⅱ型

## 【会計処理】

## ①固定資産の再評価の処理

1/2	(建物)	600	(再評価準備金)	300
			(繰延税金負債)	300
	(機械)	500	(再評価準備金)	250
			(繰延税金負債)	250

## ③棚卸資産の購入の処理

5/1	(棚卸資産)	1,680	(現金)	1,680
-----	--------	-------	------	-------

## ⑤棚卸資産の販売の処理

10/1	(現金)	3,120	(売上)	3,120
	(売上原価)	1,240	(棚卸資産)	1,240 <sup>*1</sup>

$$* 1 \quad 1,000 \times \text{€} 1.00 = \text{€} 1,000$$

$$200 \times \text{€} 1.20 = \text{€} 240$$

$$\text{€} 1,000 + \text{€} 240 = \text{€} 1,240$$

## ⑥固定資産の費消(減価償却)の処理

12/31	(建物減価償却費)	360	(建物減価償却累計額)	360
	(機械減価償却費)	500	(機械減価償却累計額)	500

## ⑦法人税の計上

12/31	(法人税)	510	(未払法人税)	510 <sup>*1</sup>
-------	-------	-----	---------	-------------------

$$* 1 \quad \text{取替価値会計に基づく税引前純利益}$$

$$\text{€} 3,120 - (\text{€} 1,240 + \text{€} 860) = \text{€} 1,020$$

法人税額の計算

$$\text{€} 1,020 \times 0.5 = \text{€} 510$$

## ⑧固定資産の再評価差額€ 1,100のうち€ 160が減価償却によって実現したことに伴

う 会計処理

12/31 (繰延税金負債) 80 (未払法人税) 80<sup>\*)</sup>

$$* 1 \quad \text{€}160 \times 0.5 = \text{€} 80$$

【基本財務諸表上の処理】

損 益 計 算 書			
自20×1年1月1日至20×1年12月31日			
(単位：ユーロ)			
売 上 原 価	1,240	売 上 高	3,120
減 価 償 却 費	860		
法 人 税	510		
純 利 益	510		
	3,120		3,120
	3,120		3,120

貸 借 対 照 表			
20×1年12月31日現在			
(単位：ユーロ)			
建 物	3,600	資 本 金	2,400
減 価 償 却 累 計 額	360	再 評 価 準 備 金	550
機 械	2,500	純 利 益	510
減 価 償 却 累 計 額	500	借 入 金	5,500
棚卸資産		繰 延 税 金 負 債	470
1,200×€1.20	1,440	未 払 法 人 税	590
現 金	3,340		
	10,020		10,020
	10,020		10,020

RVA・Ⅲ型

【会計処理】

①固定資産(建物)の再評価の処理

1/2 (建 物) 600 (再評価準備金) 300  
(繰延税金負債) 300

③棚卸資産の購入の処理

5/1 (棚 卸 資 産) 1,680 (現 金) 1,680

⑤棚卸資産の販売の処理

10/1 (現 金) 3,120 (売 上) 3,120  
(売 上 原 価) 1,240 (棚 卸 資 産) 1,240

⑥固定資産の費消(減価償却)の処理

12/31 (建物減価償却費) 360 (建物減価償却累計額) 360  
(機械減価償却費) 400 (機械減価償却累計額) 400<sup>\*)</sup>



$$* 1 \quad \text{€}2,000 \div 5 \text{年} = \text{€} 400$$

## ⑦法人税の計上

12/31 (法人税) 560 (未払法人税) 560<sup>\*1</sup>

\* 1 取替価値会計に基づく税引前純利益

$$\text{€}3,120 - (\text{€}1,240 + \text{€} 760) = \text{€} 1,120$$

法人税額の計算

$$\text{€}1,120 \times 0.5 = \text{€} 560$$

⑧固定資産の再評価差額 € 600 のうち € 60 が減価償却によって実現したことに伴う  
会計処理

12/31 (繰延税金負債) 30 (未払法人税) 30<sup>\*1</sup>

$$* 1 \quad \text{€}60 \times 0.5 = \text{€} 30$$

## 【基本財務諸表上の処理】

損 益 計 算 書			
自20×1年1月1日至20×1年12月31日			
(単位：ユーロ)			
売上原価	1,240	売上高	3,120
減価償却費	760		
法人税	560		
純利益	560		
	3,120		3,120

貸 借 対 照 表			
20×1年12月31日現在			
(単位：ユーロ)			
建物	3,600	資本金	2,400
減価償却累計額	360	再評価準備金	300
機械	2,000	純利益	560
減価償却累計額	400	借入金	5,500
棚卸資産		繰延税金負債	270
1,200×€1.20	1,440	未払法人税	590
現金	3,340		
	9,620		9,620

## RVA・Ⅳ型

## 【会計処理】

## ②棚卸資産の再評価の処理

4/1 (棚卸資産) 200 (再評価準備金) 100  
(繰延税金負債) 100

オランダ・ハイネケン社の取替価値会計

③ 棚卸資産の購入の処理

5/1 (棚卸資産) 1,680 (現金) 1,680

④ 棚卸資産の再評価の処理

9/1 (棚卸資産) 360 (再評価準備金) 180  
(繰延税金負債) 180

⑤ 棚卸資産の販売の処理

10/1 (現金) 3,120 (売上) 3,120  
(売上原価) 1,620 (棚卸資産) 1,620

⑥ 固定資産の費消(減価償却)の処理

12/31 (建物減価償却費) 300 (建物減価償却累計額) 300\*1  
(追加減価償却費) 60 (再評価準備金) 30\*2  
(繰延税金負債) 30\*2  
(機械減価償却費) 400 (機械減価償却累計額) 400\*3  
(追加減価償却費) 100 (再評価準備金) 50\*4  
(繰延税金負債) 50\*4

\* 1 €3,000 ÷ 10年 = € 300

\* 2 (€3,600 - € 3,000) ÷ 10年 × 0.5 = € 30

\* 3 €2,000 ÷ 5年 = € 400

\* 4 (€2,500 - € 2,000) ÷ 5年 × 0.5 = € 50

⑦ 法人税の計上

12/31 (法人税) 320 (未払法人税) 320\*1

\* 1 取替価値会計に基づく税引前純利益  
€3,120 - (€1,620 + € 860) = € 640

法人税額の計算

€640 × 0.5 = € 320

⑧ 固定資産の再評価差額 € 160のうち € 160が減価償却によって実現したことに伴う会計処理

12/31 (繰延税金負債) 80 (未払法人税) 80\*1

\* 1 €160 × 0.5 = € 80

⑨ 棚卸資産の再評価差額 € 560のうち € 380が販売によって実現したことに伴う会計処理

12/31 (繰延税金負債) 190 (未払法人税) 190\*1

\* 1 €380 × 0.5 = € 190

## 【基本財務諸表上の処理】

損 益 計 算 書			
自20×1年1月1日至20×1年12月31日 (単位：ユーロ)			
売上原価	1,620	売上高	3,120
減価償却費	860		
法人税	320		
純利益	320		
	<u>3,120</u>		<u>3,120</u>

貸 借 対 照 表			
20×1年12月31日現在 (単位：ユーロ)			
建物	3,000	資本金	2,400
減価償却累計額	300	再評価準備金	360
機械	2,000	純利益	320
減価償却累計額	400	借入金	5,500
棚卸資産		繰延税金負債	90
1,200×€1.35	1,620	未払法人税	590
現金	3,340		
	<u>9,260</u>		<u>9,260</u>

## RVA・V型

## 【会計処理】

## ③棚卸資産の購入の処理

5/1 (棚卸資産) 1,680 (現金) 1,680

## ⑤棚卸資産の販売の処理 18)

10/1 (現金) 3,120 (売上) 3,120

(売上原価) 1,240 (棚卸資産) 1,240

(実体維持必要追加費用額) 380\*1 (再評価準備金) 190\*2

(繰延税金負債) 190\*2

\* 1  $1,000 \times (\text{€}1.35 - \text{€}1.00) = \text{€}350$

$200 \times (\text{€}1.35 - \text{€}1.20) = \text{€}30$

$\text{€}350 + \text{€}30 = \text{€}380$

\* 2  $\text{€}380 \times 0.5 = \text{€}190$

## ⑥固定資産の費消(減価償却)の処理

12/31 (建物減価償却費) 300 (建物減価償却累計額) 300

(追加減価償却費) 60 (再評価準備金) 30

(繰延税金負債) 30

オランダ・ハイネケン社の取替価値会計

(機械減価償却費)	400	(機械減価償却累計額)	400
(追加減価償却費)	100	(再評価準備金)	50
		(繰延税金負債)	50

⑦法人税の計上

12/31 (法人税)	320	(未払法人税)	320 <sup>*1</sup>
-------------	-----	---------	-------------------

\* 1 取替価値会計に基づく税引前純利益

$$€3,120 - (€1,620 + €860) = €640$$

法人税額の計算

$$€640 \times 0.5 = €320$$

⑧固定資産の再評価差額 €160のうち €160が減価償却によって実現したことに伴う  
会計処理

12/31 (繰延税金負債)	80	(未払法人税)	80 <sup>*1</sup>
----------------	----	---------	------------------

\* 1 €160 × 0.5 = €80

⑨棚卸資産の再評価差額 €380のうち €380が販売によって実現したことに伴う会計  
処理

12/31 (繰延税金負債)	190	(未払法人税)	190 <sup>*1</sup>
----------------	-----	---------	-------------------

\* 1 €380 × 0.5 = €190

【基本財務諸表上の処理】

損益計算書

自20×1年1月1日至20×1年12月31日 (単位：ユーロ)

売上原価	1,620	売上高	3,120
減価償却費	860		
法人税	320		
純利益	320		
	<u>3,120</u>		<u>3,120</u>

貸借対照表

20×1年12月31日現在 (単位：ユーロ)

建物	3,000	資本金	2,400
減価償却累計額	<u>300</u>	再評価準備金	270
機械	2,000	純利益	320
減価償却累計額	<u>400</u>	借入金	5,500
棚卸資産		繰延税金負債	0
1,200×€1.20	1,440	未払法人税	590
現金	<u>3,340</u>		
	<u>9,080</u>		<u>9,080</u>

## RVA・Ⅵ型

## 【会計処理】

## ③棚卸資産の購入の処理

5/1 (棚卸資産) 1,680 (現金) 1,680

## ⑤棚卸資産の販売の処理

10/1 (現金) 3,120 (売上) 3,120  
(売上原価) 1,240 (棚卸資産) 1,240

## ⑥固定資産の費消(減価償却)の処理

12/31 (建物減価償却費) 300 (建物減価償却累計額) 300  
(追加減価償却費) 60 (再評価準備金) 30  
(繰延税金負債) 30  
(機械減価償却費) 400 (機械減価償却累計額) 400  
(追加減価償却費) 100 (再評価準備金) 50  
(繰延税金負債) 50

## ⑦法人税の計上

12/31 (法人税) 510 (未払法人税) 510\*

\* 1 取替価値会計に基づく税引前純利益

$€3,120 - (€1,240 + €860) = €1,020$

法人税額の計算

$€1,020 \times 0.5 = €510$

## ⑧固定資産の再評価差額 €160 のうち €160 が減価償却によって実現したことに伴う

## 会計処理

12/31 (繰延税金負債) 80 (未払法人税) 80\*

\*  $1€160 \times 0.5 = €80$

## 【基本財務諸表上の処理】

## 損益計算書

自20×1年1月1日至20×1年12月31日

(単位：ユーロ)

売上原価	1,240	売上高	3,120
減価償却費	860		
法人税	510		
純利益	510		
	<u>3,120</u>		<u>3,120</u>

貸借対照表

20×1年12月31日現在

(単位：ユーロ)

建物	3,000		資本金	2,400
減価償却累計額	300	2,700	再評価準備金	80
機械	2,000		純利益	510
減価償却累計額	400	1,600	借入金	5,500
棚卸資産			繰延税金負債	0
1,200×€1.20		1,440	未払法人税	590
現金		3,340		
		9,080		9,080

RVA・Ⅶ型

【会計処理】

②棚卸資産の再評価の処理

4/1	(棚卸資産)	200	(再評価準備金)	100
			(繰延税金負債)	100

③棚卸資産の購入の処理

5/1	(棚卸資産)	1,680	(現金)	1,680
-----	--------	-------	------	-------

④棚卸資産の再評価の処理

9/1	(棚卸資産)	360	(再評価準備金)	180
			(繰延税金負債)	180

⑤棚卸資産の販売の処理

10/1	(現金)	3,120	(売上)	3,120
	(売上原価)	1,620	(棚卸資産)	1,620

⑥固定資産の費消(減価償却)の処理

12/31	(建物減価償却費)	300	(建物減価償却累計額)	300
	(機械減価償却費)	400	(機械減価償却累計額)	400

⑦法人税の計上

12/31	(法人税)	400	(未払法人税)	400 <sup>*1</sup>
-------	-------	-----	---------	-------------------

\* 1 取替価値会計に基づく税引前純利益

$$€3,120 - (€1,620 + €700) = €800$$

法人税額の計算

$$€800 \times 0.5 = €400$$

⑨棚卸資産の再評価差額€560のうち€380が販売によって実現したことに伴う会計処理

12/31	(繰延税金負債)	190	(未払法人税)	190 <sup>*1</sup>
-------	----------	-----	---------	-------------------

$$* 1 \text{€} 380 \times 0.5 = \text{€} 190$$

## 【基本財務諸表上の処理】

売上原価	1,620	売上高	3,120
減価償却費	700		
法人税	400		
純利益	400		
	<u>3,120</u>		<u>3,120</u>

建物	3,000	資本金	2,400	
減価償却累計額	300	2,700	再評価準備金	280
機械	2,000	純利益	400	
減価償却累計額	400	1,600	借入金	5,500
棚卸資産			繰延税金負債	90
1,200×€1.35	1,620		未払法人税	590
現金	3,340			
	<u>9,260</u>			<u>9,260</u>

## (3) 取得原価主義会計の会計処理と基本財務諸表上の処理

取得原価主義会計は、費用性資産の在高評価も費用評価もともに取得原価基準で行うものであるが、棚卸資産について FIFO を適用するのか、LIFO を適用するのかによって損益計算に違いが生じる。LIFO は、取得原価主義会計の枠内で物価変動に対処する目的で、時価主義会計の代替物として利用されるものである。取替価値会計の 7 類型の特質を鮮明にし、LIFO との異同を明確にするために、以下では、取得原価主義会計について、FIFO とともに LIFO についても、設例 1 に基づいた会計処理と基本財務諸表上の処理を見ていくことにする。FIFO と LIFO の会計処理では、⑤の棚卸資産の販売時の売上原価の計算に違いが見られ、それが損益計算書と貸借対照表に相違をもたらすことになる。

## HCA — FIFO

## 【会計処理】

## ③棚卸資産の購入の処理

5/1 (棚卸資産) 1,680 (現金) 1,680

## ⑤棚卸資産の販売の処理

オランダ・ハイネケン社の取替価値会計

10/1 (現金) 3,120 (売上) 3,120  
 (売上原価) 1,240 (棚卸資産) 1,240\*1  
 \* 1 1,000 × € 1.00 = € 1,000  
 200 × € 1.20 = € 240  
 €1,000 + € 240 = € 1,240

⑥固定資産の費消(減価償却)の処理

12/31 (建物減価償却費) 300 (建物減価償却累計額) 300  
 (機械減価償却費) 400 (機械減価償却累計額) 400

⑦法人税の計上

12/31 (法人税) 590 (未払法人税) 590\*1  
 \* 1 税引前純利益 = € 3,120 - (€1,240 + € 700) = € 1,180  
 法人税 = € 1,180 × 0.5 = € 590

【基本財務諸表上の処理】

売上原価	1,240	売上高	3,120
減価償却費	700		
法人税	590		
純利益	590		
	<u>3,120</u>		<u>3,120</u>

建物	3,000	資本金	2,400
減価償却累計額	<u>300</u>	純利益	590
機械	2,000	借入金	5,500
減価償却累計額	<u>400</u>	未払法人税	590
棚卸資産			
1,200 × €1.20	1,440		
現金	<u>3,340</u>		
	<u>9,080</u>		<u>9,080</u>

HCA — LIFO

【会計処理】

③棚卸資産の購入の処理

5/1 (棚卸資産) 1,680 (現金) 1,680



## ⑤棚卸資産の販売の処理

10/1	(現金)	3,120	(売上)	3,120
	(売上原価)	1,440	(棚卸資産)	1,440 <sup>*1</sup>
* 1,200 × € 1.20 = € 1,440				

## ⑥固定資産の費消(減価償却)の処理

12/31	(建物減価償却費)	300	(建物減価償却累計額)	300
	(機械減価償却費)	400	(機械減価償却累計額)	400

## 【基本財務諸表上の処理】

損 益 計 算 書			
自20×1年1月1日至20×1年12月31日			
(単位：ユーロ)			
売上原価	1,440	売上高	3,120
減価償却費	700		
法人税	590		
純利益	390		
	3,120		3,120

貸 借 対 照 表			
20×1年12月31日現在			
(単位：ユーロ)			
建物	3,000	資本金	2,400
減価償却累計額	300	純利益	390
機械	2,000	借入金	5,500
減価償却累計額	400	未払法人税	590
棚卸資産			
1,000×€1.00			
200×€1.20	1,240		
現金	3,340		
	8,880		8,880

## (4) 取替価値会計の7類型と取得原価主義会計の比較

以上簡単な設例に基づいて取替価値会計の7つの類型と取得原価主義会計(FIFOとLIFO)の会計処理と基本財務諸表上の取扱い違いについて明らかにした。その結果をまとめて一覧で示したのが表Ⅲである。

取替価値会計を適用しても、オランダの税務上は取得原価主義会計(FIFO)より課税所得が算定されるので支払べき税金である未払法人税の金額は同じである。

全面的適用型のRVA・I型、部分的適応型であるRVA・IV型とRVA・V型の3類型は損益計算書上は違いはなく、純利益は同じであり、実体資本維持という点からも違いはない。

表Ⅲ 取替価値会計の7類型と取得原価主義会計との比較

(単位:ユーロ)

	取 替 価 値 会 計							取得原価主義会計	
	RVA・I	RVA・II	RVA・III	RVA・IV	RVA・V	RVA・VI	RVA・VII	FIFO	LIFO
損益計算書									
売上高	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
売上原価	1,620	1,240	1,240	1,620	1,620	1,240	1,620	1,240	1,440
減価償却費	860	860	760	860	860	860	700	700	700
法人税	320	510	560	320	320	510	400	590	590
純利益	320	510	560	320	320	510	400	590	390
貸借対照表									
建物	3,240	3,240	3,240	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
機械	2,000	2,000	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
棚卸資産	1,620	1,440	1,440	1,620	1,440	1,440	1,620	1,440	1,240
現金	3,340	3,340	3,340	3,340	3,340	3,340	3,340	3,340	3,340
総資産	10,200	10,020	9,620	9,260	9,080	9,080	9,260	9,080	8,880
資本金	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
再評価準備金	830	550	300	360	270	80	280		
純利益	320	510	560	320	320	510	400	590	390
自己資本	3,550	3,460	3,260	3,080	2,990	2,990	3,080	2,990	2,790
借入金	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
繰延税金負債	560	470	270	90	0	0	90		
未払法人税	590	590	590	590	590	590	590	590	590
他人資本	6,650	6,560	6,360	6,180	6,090	6,090	6,180	6,090	6,090
資本負債合計	10,200	10,020	9,620	9,260	9,080	9,080	9,260	9,080	8,880

部分的適応型であるRVA・II型とRVA・VI型の場合にも損益計算書に計上する取替価値基準による減価償却費は同じであるので、純利益も同じである。取替価値会計の適用対象が広がるにしたがって、純利益は少なくなっている。逆に、取替価値会計の適用対象が狭いほど、純利益は大きくなる。取替価値会計がまったく適用されない取得原価主義会計(FIFO)の場合に純利益は最も大きいことはいうまでもない。

損益計算上の結果は同じでも、貸借対照表に計上する資産の在高を取替価値基準で行う範囲が狭くなるにつれて、資産総額が小さくなっている<sup>15)</sup>。

#### Ⅳ ハイネケン社の取替価値会計の展開

ハイネケン社は取替価値会計を導入した当初から取替価値会計を全面的に適用していたわけではない。そこで以下ではまず、手許に入手しているハイネケン社の年次報告書<sup>16)</sup>を手懸りに、ハイネケン社における取替価値会計の導入プロセスを明らかにする。

##### (1) 取替価値会計の部分的適用段階

ハイネケン社が初めて取替価値会計に基づいた基本財務諸表を作成開示したのは1956年9月30日を決算日とする『1955 / 1956 年度報告書』(Verslag over het boekjaar1955-1956)からである。それは、同報告書の取締役会報告書のなかの以下の記述で確認できる<sup>17)</sup>。

「当社の貸借対照表を作成するに際して、工場および事務所という資産項目の評価と減価償却費を取替価値と見積耐用年数に基づいて計算することによって、当社の財務状況表示におけるより一層の明瞭性を図ることにした。

本年度の財務諸表に表示されている前年度の当該項目の金額は対比できるようにするために調整している。

変更された評価方法により生じる評価差額は再評価準備金 (Reserve Herwaardering) として貸借対照表の貸方に計上する。」(Verslag over het boekjaar1955-1956, p.7)

また、貸借対照表の注記では以下のとおり明細が表示されている。

工場および事務所

1955年10月1日現在帳簿価額	f34,107,958
純投資額	<u>10,201,430</u>
	f44,309,388
1955/56年度減価償却額	<u>3,689,461</u>
1956年9月30日現在の帳簿価額	<u>f40,619,927</u>

この帳簿価額の明細を示すと以下のとおりである。

	取替価値	減価償却累計額	帳簿価額
建物および土地	f32,315,653	f15,270,559	f17,045,094
機械その他	<u>40,843,306</u>	<u>17,268,473</u>	<u>23,574,833</u>
	<u>f73,158,959</u>	<u>f32,539,032</u>	<u>f40,619,927</u>

減価償却は1956年9月30日現在の取替価値と見積もり耐用年数に基づいている。

(*Verslag over het boekjaar1955-1956*, p.12)

なお、ハイネケン社は有形固定資産として、工場および事務所に区分される建物および土地、機械その他以外に、ホテル、カフェやレストラン部門の建物と土地を保有していたが、これについては資産評価と減価償却費計算を取替価値基準で行ってはいない。棚卸資産は低価基準で評価している (*Verslag over het boekjaar1955-1956*, p.14)。

ハイネケン社では当初は、評価差額を処理する再評価準備金には、再評価差額の全額を計上するものとし、それに係わる繰延税金債務については無視していた。

導入時のハイネケン社の取替価値会計は、表Ⅱの類型でいえば、RVA・Ⅱ型といえる<sup>18)</sup>。

## (2) 取替価値会計の全面的適用への移行

ハイネケン社はその後、取替価値会計の部分的適用段階を経て、取替価値会計を全面的に適用するようになったわけである。しかし、手許に入手している同社の年次報告書が1955/56年度から1957/58年度までの3年間分と1968/69年度から最新の2006年度までの39年間分であるために、現段階では取替価値会計の部分的適用から全面的適用に移行した年度を特定はできない。

ただ1968/69年度の年次報告書では、有形固定資産と棚卸資産について在高評価を取替価値基準で行っていることは明示されているが、費消評価に関する基準は具体的には何も開示されていない。先に見た1955/56年度の取替価値会計の部分的導入時のケースと同様に、費用性の有形固定資産の減価償却費については取替価値基準で損益計算書に計上したことは想定できる。それ以上のことは不明である

1968/69年度の年次報告書においては1969年9月30日現在の連結貸借対照表の注記で有形固定資産と棚卸資産について、以下のとおり開示している。

事業用建物 おランダに所在する土地、建物、機械、器具備品および車両運搬具は設備および設備  
および設備 備がこの項目に区分される。この資産は減価償却を控除した取替価値で評価する。

当該資産の評価額の変動は以下のとおりである；

1968年10月1に現在の帳簿価額	f224,300,000
再評価額	<u>10,809,000</u>
	231,109,000
純投資額	<u>26,122,000</u>

	261,231,000	
1968/1969 年度減価償却費	<u>23,062,000</u>	
1969 年 9 月 30 日現在帳簿価額		<u>f238,169,000</u>

帳簿価額の明細は以下のとおりである。

	取替価値	減価償却累計額	帳簿価額
土地および建物	f205,157,000	f 86,464,000	f118,693,000
機械, 器具備品			
および車両運搬具	<u>235,176,000</u>	<u>115,700,000</u>	<u>119,476,000</u>
合計	<u>f440,333,000</u>	<u>f202,164,000</u>	<u>f238,169,000</u>

その他不動産 主にホテル, カフェおよびレストラン事業として利用されている国内に  
点在する建物がこの項目に区分される。

この資産の評価は取替価値から減価償却累計額を控除した金額で行う。

当会計期間における変動は以下のとおりである：

1968 年 10 月 1 日現在の帳簿価額	f43,618,000
連結対象に伴う増加額	1,593,000
再評価額	<u>5,775,000</u>
	50,986,000

新規取得額と改修費から売却物件

の帳簿価額を控除した金額	<u>507,000</u>
	51,493,000

1968/1969 年度減価償却費 1,480,000

1969 年 9 月 30 日現在帳簿価額 f50,013,000

(*Verslag over het boekjaar 1968-1969, p.19*)

棚卸資産 この資産は以下のものを含む：

原材料	f 9,985,000	
仕掛品および完成品	30,480,000	
包装用品	47,962,000	
その他	<u>6,834,000</u>	
		<u>f95,261,000</u>

棚卸資産は取替価値で評価する。

必要な場合には減価償却を行う。

(*Verslag over het boekjaar 1968-1969, p.21*)

再評価準備金	1968年10月1日現在残高	f59,055,000
	事業用建物および設備, その他不 動産ならびに棚卸資産の再評価額 から再評価に伴い生じる繰延税金 債務を控除した金額分の増加額	<u>12,035,000</u>
	1969年9月30日現在残高	<u>f71,090,000</u>
	(Verslag over het boekjaar 1968-1969, p.22)	

以上の注記からは、すべての有形固定資産を取替価値から取替価値基準の減価償却累計額を控除した金額で評価するとともに、棚卸資産も取替価値で評価し、再評価差額のうち再評価に伴う繰延税金債務相当額を控除した金額を再評価準備金として計上することは明らかである。有形固定資産と棚卸資産はその在高評価を取替価値基準で行い貸借対照表に計上することは開示されている。しかし、費用性有形固定資産と棚卸資産の費消評価については特に明記されていないため、損益計算書に計上すべき減価償却費と売上原価または原材料費が取替価値基準で計算するのか否かは不明である。費用性有形固定資産の減価償却費は取替価値基準で損益計算書に計上しているものと推測できるものの、棚卸資産の費消部分が損益計算書にいかなる評価基準で計上されているのかは具体的には示されていない。

ハイネケン社では、棚卸資産の費消部分を損益計算書に計上するに際して、売上原価 (kostprijs van de omzet) ではなく原材料費 (grondstoffen, materialen en diensten) という項目で表示する形式を採用しているために、この原材料費を取替価値基準か取得原価基準のいずれで計上するかの情報が開示される必要がある。次に見るその後の会計方針の開示から判断すると、取替価値基準で棚卸資産の在高評価を行うことが、その費消評価も取替価値に基づいて行い、原材料費も取替価値基準で損益計算書に計上することを暗黙のうちに前提していたともいえない。とすると、ハイネケン社は1968/69年度までに取替価値会計の部分的適用型のからRVA・II型から全面的適用型のRVA・I型に移行していたことになる。

### (3) 取替価値会計の全面的適用の明示

1973/1974年度までの年次報告書における会計方針の開示状況は、1968/1969年度のそれとはほぼ同様の内容であり、損益計算書に計上すべき棚卸資産の費消額の計上基準については明示的には開示されていなかった。その後、年次報告書における会計方針に関する開示情報が詳しくなり、ハイネケン社が適用している取替価値会計の構造が明らかになってきた。以下、ハイネケン社が適用している取替価値会計に関する内容がより明確になる開示を行っている年次報告書をピックアップして、一瞥することにする。

損益計算書に計上すべき棚卸資産の費消額の計上基準については、1974/1975 年度の年次報告書の会計方針 (waarderinggrondslagen) において初めて以下のように具体的に開示された。

「事業用建物および設備は減価償却累計額を控除した取替価値に基づいて評価する。取替価値基準の減価償却費は固定資産項目ごとに見積耐用年数に対応して定額法で算定する。その他の不動産は取替価値から取替価値に基づいた減価償却累計額を控除した金額で計上する。

(中略)

棚卸資産は取替価値で計上する。その際、必要な場合には引当金を控除する。原材料の費消額は取替価値に基づいて損益計算書に費用計上する。

(以下省略)

」 (Verslag over het boekjaar 1974-1975, p.39)

1975/1976 年度の年次報告書における会計方針では、以下のような開示が見られる。

「事業用建物および設備ならびにその他の不動産は減価償却累計額を控除した取替価値で評価する。取替価値に基づいた減価償却は資産ごとに見積耐用年数に応じて定額法で行う。

その他の不動産は取替価値に基づいた減価償却累計額を控除した取替価値で評価する。

(中略)

棚卸資産は取替価値で計上する。その際に必要な場合には引当金を控除する。損益計算書に計上する原材料費は取替価値基準で算定する。」

(Verslag over het boekjaar 1975-1976, p.36)

1976/1977 年度の年次報告書では以下のように会計方針が開示されている。

「貸借対照表に計上する資産の評価と同様に損益計算書に計上する減価償却費と原材料費も取替価値に基づいている。

再評価の結果生じる評価差額は繰延税金債務額を控除して再評価準備金に貸記または借記する。……………

事業用建物および設備ならびにその他の不動産は減価償却累計額を控除した取替価値で評価する。……………

棚卸資産は、取替価値で評価する。必要な場合には引当金を控除する。……………



(中略)

売上高には第三者に提供した製品の売上収益を計上する。

(中略)

取替価値基準の減価償却費は資産ごとに見積耐用年数に応じて定額法により行う。

(中略)

」

(*Verslag over het boekjaar 1976-1977*, p.35-36)

1978/1979年度の年次報告書では、以下のように会計方針を開示している。

「有形固定資産 (duurzame bedrijfsmiddelen) は、棚卸資産と同様に、取替価値に基づいて年次決算書に計上する。

再評価により生じる評価差額は繰延税金債務相当額を控除した金額で特別準備金 (bijzonder reserve) の貸方もしくは借方に計上する。

(中略)

事業用建物および設備ならびにその他の不動産は減価償却累計額を控除した取替価値に基づいて評価する。取替価値は、全世界の新建設に際しての得られる経験を踏まえた社内外の専門家による技術の進歩を考慮した鑑定に基づいて算定する。

(中略)

収益と費用は原則として、当該財貨および用役を外部に提供した時点で損益計算書に計上するものとする。売上高とは第三者に提供した製品の売上収益である。

棚卸資産は取替価値に基づいて計上する。その際に必要な場合には引当金を控除する。

(中略)

原材料費は取替価値に基づいて損益計算書に計上する。……………

取替価値基準の減価償却は各資産ごとに見積耐用年数に応じて定額法により每期規則的に行う。……………

(中略)

」

(*Verslag over het boekjaar 1978-1979*, p.33-35)

ここまでの開示内容でハイネケン社が適用している取替価値会計の全面的適用型の内容が明確になってきた。

その後の会計方針の開示状況は基本的に 1978/79 年度のものとは変わらない。

1986/87 年度以降の年次報告書では、会計方針の開示に際して、「資産と負債の評価のため



の会計方針」(grondslagen voor de waardering van activa en passiva)と「利益計算のための会計方針」(grondslagen voor de bepaling van de resultaten)に区分して、それぞれの会計方針が明瞭になる様式をとっている。

「資産と負債の評価のための会計方針

固定資産

有形固定資産は土地を除いて取替価値から減価償却累計額を控除した金額で評価する。土地は取替価値で評価する。取替価値は、全世界の新建設に際しての得られた経験を踏まえた社内外の専門家による技術の進歩を考慮した鑑定に基づいて算定する。

(中略)

流動資産

第三者から取得した棚卸資産は取替価値に基づいて評価する。取替価値は現在の購入契約の価格や貸借対照表作成日に通用している市場価格に基づいている。

完成品と仕掛品は、取替価値を基準として製造プロセスの段階を考慮に入れた製造原価により評価する。

(中略)

再評価

再評価の結果として生じる再評価差額は、適用される場合には繰延税金債務額を控除して、グループ資本に貸記もしくは借記する。

(中略)

」

(*Jaarverslag Heineken N.V. 1986, p.33-34*)

利益計算のための会計方針

損益計算書への収益と費用の計上は原則として、当該財貨や用役が提供された時点で行う。

純売上高は売上税と値引き高を控除したものである。

原材料費は取替価値基準で損益計算書に計上する。

(中略)

取替価値に基づいた減価償却費は各資産ごとに見積耐用年数に応じて定額法により算定する。

(中略)

」

(*Jaarverslag Heineken N.V. 1986, p.35*)

#### (4) 取替価値会計適用最終年度の会計方針

2005年度からEU域内上場企業に対して国際財務報告基準(IFRS)の適用が強制されたことに伴い、ハイネケン社も2005年度の決算からIFRSでは容認されていない取替価値会計の適用を取り止め、IFRSが基調としている取得原価主義会計に移行した。ということは、ハイネケン社の場合には2004年度の基本財務諸表が取替価値会計を適用した最後のものであるわけである。資料的にも価値があるので、2004年度の年次報告書に開示されている取替価値会計に関する会計方針について触れておくことにする。

資産と負債の評価に関する会計方針では以下のように開示している。

「有形固定資産

減価償却を行わない土地を除いて、有形固定資産は取替価値から減価償却累計額を控除した金額で評価する。減価償却計算に際しては、以下の平均耐用年数を用いる。

建物 30-40年

機械設備 10-30年

その他の有形固定資産 5-10年

取替価値は、技術的・経済的進歩を考慮して、社内外の専門家の鑑定評価に基づいて算定する。その算定に当たっては、全世界における醸造設備の建設に際して得られた経験も考慮する。……………

(中略)

流動資産

第三者から取得した棚卸資産は取替価値で評価する。取替価値は現在の購入契約額と貸借対照表作成日現在の購入価額から得る。完成品と仕掛品は取替価値に基づいた製作価額と製造段階を考慮して評価する。

(中略)

再評価

再評価の結果生じる再評価差額は、適用される場合には繰延税金債務額を控除して、グループ資本の貸方もしくは借方に計上する。

(以下省略)

」

(Heineken N.V. Jaarverslag 2004, p.87-88)

利益計算のための会計方針では以下のとおり開示している。

「損益計算書への収益と費用の計上は原則として、当該財貨や用役が買い手に提供されて

所有権が移転した時点で行う。

純売上高は売上税と値引き高を控除したものである。

原材料費は取替価値基準で損益計算書に計上する。

取替価値に基づいた減価償却費は資産ごとに見積耐用年数に応じて定額法により算定する。

(中略)

」

(Heineken N.V. Jaarverslag 2004, p.89)

基本的には、それまでの取替価値会計の全面的適用形態と変わりはなく、計算システムはⅢで取り上げたRVA・I型と同じであるといえよう。次項で取り上げるが、フィリップス社が1981年度から1991年度まで適用したようなギアリング調整は導入していない。実現した再評価差額について繰延税金負債から再評価準備金へ振り替えるのか否かについては何も開示されていない。

## V ハイネケン社の取替価値会計とフィリップス社の取替価値会計の異同

ハイネケン社が2004年度まで長期間適用してきた取替価値会計は取替価値会計の全面的適用型であるRVA・I型である。かつてオランダ取替価値会計の代名詞にまでなっていたフィリップスが適用していた取替価値会計も全面的適用型のRVA・I型である。両社はすべての費用性有形固定資産と棚卸資産の在高評価と費用評価を取替価値基準で行うという点では取替価値会計の適用対象が同じであり、これまで見てきた分類基準からすると、それぞれが適用しているRVA・I型に違いがないようにも思われる。しかし、その仕組みを仔細にみると、両社の取替価値会計には異質の面が散見される。

フィリップス社の取替価値会計の展開プロセスを手懸りにしながら、オランダ取替価値会計の全面的適用型であるRVA・I型にもいくつかのパターンがあることを確認することにより、ハイネケン社の取替価値会計の特質を明らかにする。

### (1) フィリップス社の取替価値会計全面的適用型の3形態

フィリップス社は、部分的適用段階を経て1951年度の基本財務諸表から取替価値会計を全面的に適用しはじめ、途中で変更を加えながらも1991年度まで一貫してRVA・I型を適用してきた<sup>19)</sup>。

フィリップス社が1951年度から1991年度までに実施した取替価値会計に関する変更のなかでも、1971年度と1981年度に行った2回の修正が最も重要なものである。この展開プロ

## オランダ・ハイネケン社の取替価値会計

セスから、フィリップス社の取替価値会計は、次のような3つのパターンに大別することができる<sup>20)</sup>。

**Philips I型**——フィリップス社が1951年度から1970年度までの20年間適用してきた取替価値会計で、フィリップス社の取替価値会計の原型ともいべきもの

**Philips II型**——Philips I型を修正したもので、フィリップス社が1971年度から1980年度までの10年間適用してきた取替価値会計

**Philips III型**——Philips II型を修正したもので、フィリップス社が1981年度から1991年度までの11年間適用してきた取替価値会計

以下、3つのパターンの異同について、Ⅲで見た設例1にもとづいたRVA・I型の会計処理と基本財務諸表上の処理(表示)を援用しながら、明らかにする<sup>21)</sup>。

### Philips I型

費用性資産の再評価に際して、設例1のように税率を仮に50%とすると、再評価差額のうち再評価準備金には半分だけが計上され、残りの半分は将来課税されるために繰延税金負債に計上される。その結果、再評価準備金は実体資本維持に必要な資金の半分しか計上されていないことになり、実体資本維持に支障が出てくる。それを回避するために、評価差額のうち実現したものについては、繰延税金負債から再評価準備金に振り替え、最終的には再評価差額の全額が再評価準備金に計上できるような会計処理を行うのがPhilips I型である。

#### 【会計処理】

##### ①固定資産の再評価の処理

1/2	(建物)	600	(再評価準備金)	300 <sup>*1</sup>
			(繰延税金負債)	300 <sup>*1</sup>
	(機械)	500	(再評価準備金)	250 <sup>*2</sup>
			(繰延税金負債)	250 <sup>*2</sup>

$$* 1 \quad (\text{€}3,600 - \text{€}3,000) \times 0.5 = \text{€}300$$

$$* 2 \quad (\text{€}2,500 - \text{€}2,000) \times 0.5 = \text{€}250$$

##### ②棚卸資産の再評価の処理

4/1	(棚卸資産)	200	(再評価準備金)	100 <sup>*1</sup>
			(繰延税金負債)	100 <sup>*1</sup>

$$* 1 \quad 1,000 \times (\text{€}1.20 - \text{€}1.00) \times 0.5 = \text{€}100$$

##### ③棚卸資産の購入の処理

5/1	(棚卸資産)	1,680	(現金)	1,680 <sup>*1</sup>
-----	--------	-------	------	---------------------

$$* 1 \quad 1,400 \times \text{€}1.20 = \text{€}1,680$$

## ④棚卸資産の再評価の処理

9/1	(棚卸資産)	360	(再評価準備金)	180 <sup>*1</sup>
			(繰延税金負債)	180 <sup>*1</sup>
		* 1 $2,400 \times (\text{€}1.35 - \text{€}1.20) \times 0.5 = \text{€}180$		

## ⑤棚卸資産の販売の処理

10/1	(現金)	3,120	(売上)	3,120 <sup>*1</sup>
	(売上原価)	1,620	(棚卸資産)	1,620 <sup>*2</sup>
		* 1 $1,200 \times \text{€}2.60 = \text{€}3,120$		
		* 2 $1,200 \times \text{€}1.35 = \text{€}1,620$		

## ⑥固定資産の費消(減価償却)の処理

12/31	(建物減価償却費)	360	(建物減価償却累計額)	360 <sup>*1</sup>
	(機械減価償却費)	500	(機械減価償却累計額)	500 <sup>*2</sup>
		* 1 $\text{€}3,600 \div 10 \text{年} = \text{€}360$		
		* 2 $\text{€}2,500 \div 5 \text{年} = \text{€}500$		

## ⑦法人税の計上

12/31	(法人税)	320	(未払法人税)	320 <sup>*1</sup>
		* 1 取替価値会計に基づく税引前純利益 $\text{€}3,120 - (\text{€}1,620 + \text{€}860) = \text{€}640$		
		法人税額の計算 $\text{€}640 \times 0.5 = \text{€}320$		

## ⑧固定資産の再評価差額€1,100のうち€160が減価償却によって実現したことに伴う会計処理

12/31	(繰延税金負債)	80	(再評価準備金)	80 <sup>*1</sup>
	(実現再評価差額に係わる法人税)	80	(未払法人税)	80 <sup>*1</sup>
		* 1 $\text{€}160 \times 0.5 = \text{€}80$		

## ⑨棚卸資産の再評価差額€560のうち€380が販売によって実現したことに伴う会計処理

12/31	(繰延税金負債)	190	(再評価準備金)	190 <sup>*1</sup>
	(実現再評価差額に係わる法人税)	190	(未払法人税)	190 <sup>*1</sup>
		* 1 $\text{€}380 \times 0.5 = \text{€}190$		

【基本財務諸表上の処理】

損 益 計 算 書			
自20×1年1月1日至20×1年12月31日			
(単位：ユーロ)			
売 上 原 価	1,620	売 上 高	3,120
減 価 償 却 費	860		
法 人 税	320		
実現再評価差額に係る法人税	270		
純 利 益	50		
	3,120		3,120

貸 借 対 照 表			
20×1年12月31日現在			
(単位：ユーロ)			
建 物	3,600	資 本 金	2,400
減価償却累計額	360	再 評 価 準 備 金	1,100
機 械	2,500	純 利 益	50
減価償却累計額	500	借 入 金	5,500
棚卸資産		繰 延 税 金 負 債	560
1,200×€1.35	1,620	未 払 法 人 税	590
現 金	3,340		
	10,200		10,200

Philips II型

これは、Philips I型の特質であった実現した再評価差額を再評価準備金に振り替える手続きを取り止めたものである。

【会計処理】

①固定資産の再評価の処理

1/2	(建 物)	600	(再評価準備金)	300 <sup>*1</sup>
			(繰延税金負債)	300 <sup>*1</sup>
	(機 械)	500	(再評価準備金)	250 <sup>*2</sup>
			(繰延税金負債)	250 <sup>*2</sup>

$$* 1 (\text{€}3,600 - \text{€}3,000) \times 0.5 = \text{€}300$$

$$* 2 (\text{€}2,500 - \text{€}2,000) \times 0.5 = \text{€}250$$

②棚卸資産の再評価の処理

4/1	(棚 卸 資 産)	200	(再評価準備金)	100 <sup>*1</sup>
			(繰延税金負債)	100 <sup>*1</sup>

$$* 1 1,000 \times (\text{€}1.20 - \text{€}1.00) \times 0.5 = \text{€}100$$

③棚卸資産の購入の処理

5/1	(棚 卸 資 産)	1,680	(現 金)	1,680 <sup>*1</sup>
-----	-----------	-------	-------	---------------------

$$* 1 \quad 1,400 \times \text{€} 1.20 = \text{€} 1,680$$

## ④棚卸資産の再評価の処理

9/1	(棚卸資産)	360	(再評価準備金)	180 <sup>*1</sup>
			(繰延税金負債)	180 <sup>*1</sup>

$$* 1 \quad 2,400 \times (\text{€} 1.35 - \text{€} 1.20) \times 0.5 = \text{€} 180$$

## ⑤棚卸資産の販売の処理

10/1	(現金)	3,120	(売上)	3,120 <sup>*1</sup>
	(売上原価)	1,620	(棚卸資産)	1,620 <sup>*2</sup>

$$* 1 \quad 1,200 \times \text{€} 2.60 = \text{€} 3,120$$

$$* 2 \quad 1,200 \times \text{€} 1.35 = \text{€} 1,620$$

## ⑥固定資産の費消(減価償却)の処理

12/31	(建物減価償却費)	360	(建物減価償却累計額)	360 <sup>*1</sup>
	(機械減価償却費)	500	(機械減価償却累計額)	500 <sup>*2</sup>

$$* 1 \quad \text{€} 3,600 \div 10 \text{年} = \text{€} 360$$

$$* 2 \quad \text{€} 2,500 \div 5 \text{年} = \text{€} 500$$

## ⑦法人税の計上

12/31	(法人税)	320	(未払法人税)	320 <sup>*1</sup>
-------	-------	-----	---------	-------------------

$$* 1 \quad \text{取替価値会計に基づく税引前純利益}$$

$$\text{€} 3,120 - (\text{€} 1,620 + \text{€} 860) = \text{€} 640$$

法人税額の計算

$$\text{€} 640 \times 0.5 = \text{€} 320$$

## ⑧固定資産の再評価差額€ 1,100のうち€ 160が減価償却によって実現したことに伴う会計処理

12/31	(繰延税金負債)	80	(未払法人税)	80 <sup>*1</sup>
-------	----------	----	---------	------------------

$$* 1 \quad \text{€} 160 \times 0.5 = \text{€} 80$$

## ⑨棚卸資産の再評価差額€ 560のうち€ 380が販売によって実現したことに伴う会計処理

12/31	(繰延税金負債)	190	(未払法人税)	190 <sup>*1</sup>
-------	----------	-----	---------	-------------------

$$* 1 \quad \text{€} 380 \times 0.5 = \text{€} 190$$

【基本財務諸表上の処理】

損 益 計 算 書			
自20×1年1月1日至20×1年12月31日			
(単位：ユーロ)			
売 上 原 価	1,620	売 上 高	3,120
減 価 償 却 費	860		
法 人 税	320		
純 利 益	320		
	3,120		3,120

貸 借 対 照 表			
20×1年12月31日現在			
(単位：ユーロ)			
建 物	3,600	資 本 金	2,400
減 価 償 却 累 計 額	360	再 評 価 準 備 金	830
機 械	2,500	純 利 益	320
減 価 償 却 累 計 額	500	借 入 金	5,500
棚 卸 資 産		繰 延 税 金 負 債	560
1,200×€1.35	1,620	未 払 法 人 税	590
現 金	3,340		
	10,200		10,200

Philips III型

費用性資産の再評価差額のうち自己資本で賄ったとみなされる部分のみを資本性の再評価準備金として処理し、他人資本で賄ったとみなされる部分については再評価準備金として処理せずに、最終的には利益とする手続きを取るのがPhilips III型である。これはいわゆるギアリング調整 (financieringscorrectie) を導入したものである。

その際には、次の資本維持係数 (instandhoudingsfactor) とギアリング調整係数 (financieringscorrectiefactor) を用いて、再評価差額の処理を行う。

$$\text{資本維持係数} = \text{自己資本} / (\text{有形固定資産} + \text{棚卸資産})$$

$$\text{ギアリング調整係数} = \text{他人資本} / (\text{有形固定資産} + \text{棚卸資産})$$

$$= 1 - \text{資本維持係数}$$

設例1の場合には、資本維持係数とギアリング調整係数は、次のようになる。

$$\text{資本維持係数} = \text{€} 2,400 / (\text{€} 3,000 + \text{€} 2,000 + \text{€} 1,000) = 0.4$$

$$\text{ギアリング調整係数} = 1 - 0.4 = 0.6$$

再評価差額については未実現段階での処理と実現段階での処理が峻別される。また、Philips II型では放棄された処理でもあるが、再評価差額のうち繰延税金債務相当分については実現分を再評価準備金と繰延ギアリング調整に按分する手続きが採られる。



## 【会計処理】

## ①固定資産の再評価の処理

1/2	(建	物)	600	(未実現再評価準備金)	120 <sup>*1</sup>
				(繰延ギアリング調整)	180 <sup>*2</sup>
				(繰延税金負債)	300 <sup>*3</sup>
	(機	械)	500	(未実現再評価準備金)	100 <sup>*4</sup>
				(繰延ギアリング調整)	150 <sup>*5</sup>
				(繰延税金負債)	250 <sup>*6</sup>

$$* 1 (\text{€}3,600 - \text{€} 3,000) \times 0.5 \times 0.4 = \text{€} 120$$

$$* 2 (\text{€}3,600 - \text{€} 3,000) \times 0.5 \times 0.6 = \text{€} 180$$

$$* 3 (\text{€}3,600 - \text{€} 3,000) \times 0.5 = \text{€} 300$$

$$* 4 (\text{€}2,500 - \text{€} 2,000) \times 0.5 \times 0.4 = \text{€} 100$$

$$* 5 (\text{€}2,500 - \text{€} 2,000) \times 0.5 \times 0.6 = \text{€} 150$$

$$* 6 (\text{€}2,500 - \text{€} 2,000) \times 0.5 = \text{€} 250$$

## ②棚卸資産の再評価の処理

4/1	(棚	卸	資	産)	200	(未実現再評価準備金)	40 <sup>*1</sup>
						(繰延ギアリング調整)	60 <sup>*2</sup>
						(繰延税金負債)	100 <sup>*3</sup>

$$* 1 1,000 \times (\text{€}1.20 - \text{€} 1.00) \times 0.5 \times 0.4 = \text{€} 40$$

$$* 2 1,000 \times (\text{€}1.20 - \text{€} 1.00) \times 0.5 \times 0.6 = \text{€} 60$$

$$* 3 1,000 \times (\text{€}1.20 - \text{€} 1.00) \times 0.5 = \text{€} 100$$

## ③棚卸資産の購入の処理

5/1	(棚	卸	資	産)	1,680	(現	金)	1,680 <sup>*1</sup>
								* 1 1,400 × € 1.20 = € 1,680

## ④棚卸資産の再評価の処理

9/1	(棚	卸	資	産)	360	(未実現再評価準備金)	72 <sup>*1</sup>
						(繰延ギアリング調整)	108 <sup>*2</sup>
						(繰延税金負債)	180 <sup>*1</sup>

$$* 1 2,400 \times (\text{€}1.35 - \text{€} 1.20) \times 0.5 \times 0.4 = \text{€} 72$$

$$* 2 2,400 \times (\text{€}1.35 - \text{€} 1.20) \times 0.5 \times 0.6 = \text{€} 108$$

$$* 3 2,400 \times (\text{€}1.35 - \text{€} 1.20) \times 0.5 = \text{€} 180$$

## ⑤棚卸資産の販売の処理

10/1	(現	金)	3,120	(売	上)	3,120 <sup>*1</sup>				
	(売	上	原	価)	1,620	(棚	卸	資	産)	1,620 <sup>*2</sup>

オランダ・ハイネケン社の取替価値会計

$$* 1 \quad 1,200 \times \text{€} 2.60 = \text{€} 3,120$$

$$* 2 \quad 1,200 \times \text{€} 1.35 = \text{€} 1,620$$

⑥固定資産の費消（減価償却）の処理

12/31	(建物減価償却費)	360	(建物減価償却累計額)	360* <sup>1</sup>
	(機械減価償却費)	500	(機械減価償却累計額)	500* <sup>2</sup>

$$* 1 \quad \text{€} 3,600 \div 10 \text{年} = \text{€} 360$$

$$* 2 \quad \text{€} 2,500 \div 5 \text{年} = \text{€} 500$$

⑦法人税の計上

12/31	(法人税)	428	(未払法人税)	428* <sup>1</sup>
-------	-------	-----	---------	-------------------

\* 1 取替価値会計に基づく税引前純利益

$$(\text{€} 3,120 + \text{€} 324) - (\text{€} 1,620 + \text{€} 860) = \text{€} 964$$

法人税額の計算

$$\text{€} 964 \times 0.5 = \text{€} 482$$

⑧固定資産の再評価差額 € 1,100 のうち € 160 が減価償却によって実現したことに伴う会計処理

12/31	(未実現再評価準備金)	32	(実現再評価剰余金)	64* <sup>1</sup>
	(繰延ギアリング調整)	48	(ギアリング調整)	96* <sup>2</sup>
	(繰延税金負債)	80		
	(実現再評価差額に係わる法人税)	32	(未払法人税)	32* <sup>3</sup>

$$* 1 \quad \text{€} 160 \times 0.5 \times 0.4 + \text{€} 160 \times 0.5 \times 0.4 = \text{€} 64$$

$$* 2 \quad \text{€} 160 \times 0.5 \times 0.6 + \text{€} 160 \times 0.5 \times 0.6 = \text{€} 96$$

$$* 3 \quad \text{€} 64 \times 0.5 = \text{€} 32$$

⑨棚卸資産の再評価差額 € 560 のうち € 380 が販売によって実現したことに伴う会計処理

12/31	(未実現再評価準備金)	76	(実現再評価剰余金)	152* <sup>1</sup>
	(繰延ギアリング調整)	114	(ギアリング調整)	228* <sup>2</sup>
	(繰延税金負債)	190		
	(実現再評価差額に係わる法人税)	76	(未払法人税)	76* <sup>3</sup>

$$* 1 \quad \text{€} 380 \times 0.5 \times 0.4 + \text{€} 380 \times 0.5 \times 0.4 = \text{€} 152$$

$$* 2 \quad \text{€} 380 \times 0.5 \times 0.6 + \text{€} 380 \times 0.5 \times 0.6 = \text{€} 228$$

$$* 3 \quad \text{€} 152 \times 0.5 = \text{€} 76$$

## 【基本財務諸表上の処理】

損 益 計 算 書		自20×1年1月1日至20×1年12月31日		(単位：ユーロ)
売 上 原 価	1,620	売 上 高	3,120	
減 価 償 却 費	860	ギアリング調整	324	
法 人 税	482			
実現再評価差額に係わる法人税	108			
純 利 益	374			
	<u>3,444</u>			<u>3,444</u>

貸 借 対 照 表		20×1年12月31日現在		(単位：ユーロ)
建 物	3,600	資 本 金	2,400	
減価償却累計額	360	3,240	実現再評価準備金	224
機 械	2,500	未実現再評価準備金	216	
減価償却累計額	500	2,000	繰延ギアリング調整	336
棚卸資産			純 利 益	374
1,200×€1.35	1,620	借 入 金	5,500	
現 金	3,340	繰延税金負債	560	
		未払法人税	590	
	<u>10,200</u>			<u>10,200</u>

## (2) フィリップス社の取替価値会計の3形態とハイネケン社の取替価値会計

フィリップス社の取替価値会計の3形態について、基本財務諸表を手懸りに比較すると、Philips I型⇒Philips II型⇒Philips III型と変更が行われることによって、純利益が大きくなる結果になっている。1992年度にはフィリップス社は取替価値会計から取得原価主義会計に変更したが、その変更によっても純利益は変更前の取替価値会計による場合に比べて増加している。フィリップス社の一連の会計処理方法の変更には純利益を増加する意図が伏在していることについては、すでに久木田(1996a)でも指摘した。

なお、再評価差額の実現・未実現、ギアリング調整を取り入れた Philips III型の場合には、かなり複雑な会計処理が必要である。

ハイネケン社の場合の取替価値会計は、棚卸資産の費消評価額を売上原価ではなく、原材料費として損益計算書に計上する点では違いがあるものの、原理的にはⅢでみたRVA・I型の手続きと変わりが無い。フィリップス社の場合にあてはめると Philips II型と同じである。

## VI むすびにかえて

EC第4号指令を国内法化したオランダ民法第8号が施行される前年からEU域内上場企業

表Ⅳ 取替価値会計の7類型と取得原価主義会計の推移

年度 会計方法		1983/84	1984/85	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92	1992/93
		取 替 価 値 会 計 R V A	RVA・I型	8 (5.9)	8 (5.7)	9 (6.3)	11 (7.2)	12 (7.6)	11 (6.8)	10 (6.3)	10 (6.3)
RVA・II型	21 (15.6)		25 (17.7)	26 (18.3)	26 (17.1)	24 (15.2)	24 (14.8)	20 (12.6)	19 (11.9)	15 (9.1)	14 (8.5)
RVA・III型	20 (14.8)		20 (14.2)	21 (14.8)	23 (15.1)	24 (15.2)	24 (14.8)	25 (15.7)	28 (17.6)	29 (17.7)	28 (17.0)
RVA・IV型	4 (3.0)		3 (2.1)	3 (2.1)	4 (2.6)	3 (1.9)	2 (1.2)	2 (1.3)	1 (0.6)	1 (0.6)	1 (0.6)
RVA・V型	1 (0.7)		1 (0.7)	1 (0.7)	1 (0.7)	1 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
RVA・VI型	9 (6.7)		7 (5.0)	6 (4.2)	5 (3.3)	5 (3.2)	4 (2.5)	4 (2.5)	3 (1.9)	3 (1.8)	2 (1.2)
RVA・VII型	3 (2.2)		3 (2.1)	3 (2.1)	4 (2.6)	3 (1.9)	3 (1.9)	3 (1.9)	3 (1.9)	4 (2.4)	4 (2.4)
小計①		66 (48.9)	67 (47.5)	69 (48.6)	74 (48.7)	72 (45.6)	68 (42.0)	64 (40.3)	64 (40.3)	61 (37.2)	54 (32.7)
取得原価主義会計 (HCA) ②		69 (51.1)	74 (52.5)	73 (51.4)	78 (51.3)	86 (54.4)	94 (58.0)	95 (59.7)	95 (59.7)	103 (62.7)	111 (67.3)
合計①+②		135 (100.0)	141 (100.0)	142 (100.0)	152 (100.0)	158 (100.0)	162 (100.0)	159 (100.0)	159 (100.0)	164 (100.0)	165 (100.0)

[注] ( ) の中の数字は各年度別の構成比 (%) である。

にIFRSが強制適用される前年度の2004/05年度までの22年間について筆者がオランダ企業から直接入手した年次報告書所載の基本財務諸表の会計方針を分析した結果に基づいてⅡで析出した取替価値会計の7つの類型と取得原価主義会計がどのような実践状況になっているのかの推移を示すと、表Ⅳのとおりである。

当初は、取得原価主義会計適用企業が優位とはいえ取替価値会計適用企業はそれとほぼ拮抗していたが、取替価値会計適用企業が年を追って減少していることが顕著である。そのなかで、取替価値会計の全面的適用型のRVA・I型適用企業は1999/00年度以降はわずか1社だけである。その1社がハイネケン社なのである。減少傾向が著しいオランダ適用企業の中であって、ハイネケン社が取得原価主義会計に強制的に変更を余儀なくされる直前まで取替価値会計の全面的適用型であるRVA・I型を適用したことは注目すべきであり、その理由も改めて吟味する必要がある。

(単位:社)

1993/94	1994/95	1995/96	1996/97	1997/98	1998/99	1999/00	2000/01	2001/02	2002/03	2003/04	2004/05
3 (1.8)	3 (1.8)	2 (1.2)	2 (1.2)	2 (1.2)	2 (1.2)	1 (0.6)	1 (0.6)	1 (0.6)	1 (0.6)	1 (0.6)	1 (0.8)
11 (6.6)	10 (5.9)	8 (4.8)	7 (4.2)	5 (3.0)	5 (3.0)	4 (2.3)	3 (1.8)	3 (1.8)	3 (1.8)	3 (2.4)	2 (1.5)
28 (16.8)	28 (16.6)	23 (13.9)	21 (12.7)	18 (10.7)	17 (10.1)	16 (9.3)	12 (7.1)	11 (6.6)	11 (6.6)	9 (5.8)	6 (4.6)
1 (0.6)	1 (0.6)	1 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 (1.8)	2 (1.2)	1 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
3 (1.8)	3 (1.8)	2 (1.2)	3 (1.8)	3 (1.8)	3 (1.8)	2 (1.2)	2 (1.2)	2 (1.2)	2 (1.2)	2 (1.3)	2 (1.5)
49 (29.3)	47 (27.8)	37 (22.3)	33 (19.9)	28 (16.6)	27 (16.0)	23 (13.4)	18 (10.7)	17 (10.2)	17 (10.4)	15 (9.7)	11 (8.3)
118 (70.7)	122 (72.2)	129 (77.7)	133 (80.1)	141 (83.3)	142 (84.0)	149 (86.6)	151 (89.3)	149 (89.8)	149 (89.6)	139 (90.3)	120 (91.6)
167 (100.0)	169 (100.0)	166 (100.0)	166 (100.0)	169 (100.0)	169 (100.0)	172 (100.0)	169 (100.0)	166 (100.0)	166 (100.0)	154 (100.0)	131 (100.0)

ハイネケン社の取替価値会計についてはフィリップス社の取替価値会計との異同について簡単に触れたが、取替価値会計の全面的適用型の RVA・I 型を適用していたフィリップス社以外の適用形態との比較検討も行なわなければならない。

ハイネケン社の取替価値会計それ自体についても、ここでは簡単にその概略を紹介したに過ぎないので、注記などの情報にも立入ってその計算構造を含めてさらに掘り下げて吟味することも必要である<sup>22)</sup>。

ハイネケン社は、2005 年度から IFRS に強制適用されたために、取替価値会計から取得原価主義会計に変更したが、その意味についてもオランダにおける IFRS へのコンバージェンス・プロセスとの関連でも理論的実証的に明らかにしなければならない。

以上の課題の検討は後日を期すことにする。

注

- 1) リンパーク (Th. Limperg jr.) は、ドイツ型時価主義会計の一つである有機的貸借対照論 (organische Bilanztheorie) を提唱したシュミット (Friz Schmidt) とほぼ同じ時代に、取替価値理論 (vervangingswaardetheorie) を主張し、オランダ型時価主義会計の基礎を築き、その後、オランダにおいて会計理論のみならず、会計実務にも甚大な影響を及ぼした。取替価値会計は、リンパークの取替価値理論を適用して年次決算書を作成する会計方法ということでもあるので、「取替価値理論の年次決算書への適用」 (toepassing van de vervangingswaarde in de jaarrekening) とも表される。リンパークの取替価値理論の原型は Limperg (1937) で示されている。リンパークは生前に著書を出版することはなかったが、没後 1964 年から 1965 年にかけて彼の弟子たちによって講義録などをベースに全 7 巻の著作集 (Bedrijfseconomie, verzameld werk van Prof. Dr. TH. Limperg Jr. Deventer: Kluwer) が刊行された。その中の第 1 巻と第 6 巻で取替価値理論が取り扱われている。その後、フローエネフェルト (Groeneveld, G. L.) がこのエッセンスを要約するとともに、リンパーク以後の取替価値理論の展開について一書にまとめたのが Limperg en Groeneveld (1979) である。リンパーク取替価値理論を批判的に研究するとともに、オランダの企業における取替価値理論の年次決算書への適用形態について詳細に研究した著作としては Klaassen (1975) がある。リンパークとシュミットの比較検討については Camfferman (1994) を参照。
- 2) フィリップス社の取替価値会計が会計界で知られるようになったのは、同社の経理担当役員クラスが同社の取替価値会計の実践について、積極的に英文会計ジャーナル誌上で紹介したことに拠るところが大きい。その嚆矢となったのが Goudekot (1952) と Goudekot (1960) である。特に後者は、当時のフィリップス社の会計処理について詳細に紹介している。その後も、同社の経理担当役員クラスや実際に取替価値会計に携わってきた元経理部員がその取替価値会計について積極的に紹介してきたために、会計界でフィリップス社の取替価値会計が広く知られるようになったことはいうまでもない。例えば、Vos (1970), Bakker (1977), Spinosa Cattela (1977), Appelo (1982b), Spinosa Cattela (1982), Spinosa Cattela (1983) などがある。Enthoven (1982) はフィリップス社の取替価値会計のみを取り扱った著書として有名である。
- 3) フィリップス社の以外の取替価値会計を個別に取り上げたものは少なく、例えば、アクゾ社 (Akzo N.V.) については Wilschut (1975) と (1977) およびに Sloten (1981), ヴェサネン社 (Koninklijke Wessanen N.V.) のケースは Koedijk (1977) と Sloten (1981) などで概要が示されているに過ぎない。この 2 社とフィリップス社の取替価値会計の比較検討は Nivra (1977, pp.108-112) で行われている。
- 4) フィリップス社の取替価値会計から取得原価主義会計への転換については、久木田 (1993), 久木田 (1994a) および久木田 (1996a) でも触れている。
- 5) ハイネケン社の歴史は 1863 年まで遡ることができるが、1873 年に Heineken's Bierbrouwerij Maatschappij N.V. として株式会社となった。1972 年に、現在の会社名でもある Heineken N.V. に名称が変更された。決算日は当初は毎年 9 月 30 日であったが、1981 年以降は毎年 12 月 31 日である。オランダの日報経済新聞である Het Financieele Dagblad が 2004 年版まで毎年秋に売上高基準の企業ランキングを発表してきた。そのランキングでは、ハイネケン社は毎年 10 位から 20 位以内にランクされており、オランダを代表するトップ企業のひとつである。
- 6) オランダ企業会計実務における取替価値会計実践の推移を示した表Ⅳをみると、取替価値会計の

- 全面的適用型である RVA・I 型が 1999/00 年度以降にはわずか 1 社のみとなっているが、この 1 社がハイネケン社なのである。
- 7) フィリップス社の場合と異なって、ハイネケン社の取替価値会計について単独で取り上げた論考は寡聞して知らない。ハイネケン社の取替価値会計が取り上げられるのは、オランダ主要企業の会計実践もしくは取替価値会計実践を相互比較する際に触れられるのが一般的である。たとえば、Vos en Slot (1993), Brink en Langendijk (1995), Ashton (1981), 久木田 (2000b) などを参照。
  - 8) 以下のオランダ取替価値会計実務の多様性に関しては、論述の都合上、久木田 (1996b) および久木田 (2000a) と重複する部分があることをお断りしておく。
  - 9) オランダでは従来、取替価値会計に基づいた補足財務諸表を作成・開示する企業も決して少なくなかった。そのため、基本財務諸表は取得原価主義会計で作成・開示する企業が補足財務諸表を取替価値会計に基づいて作成・開示する場合も、基本財務諸表を取替価値会計に基づいて作成・開示する場合と同様に、取替価値会計の適用とみなしていることもある。しかし、基本財務諸表の作成・開示に際して、取得原価主義会計と同様に、取替価値会計を容認していることにオランダ会計制度の特質があるので、両者は峻別しなければならない。それは、取替価値会計適用企業の中には取得原価主義会計に依拠した補足財務諸表を作成・開示する企業もあったが、このケースを取得原価主義会計の適用とはいわないのと同じである。なお、オランダの取得原価主義会計適用企業における補足情報としての時価情報の開示の実態については久木田 (1994b) で取り扱っている。
  - 10) Richtlijnen voor de jaarverslaggeving vanaf 1990, 1.03.408.  
オランダの評価原則については Vijn en Slot (1993), Brink en Langendijk (1995), Camfferman (1998), Camfferman (2001) および Krens (2001) も参照。オランダの会計制度の展開プロセスについては、Zeff et al (1992), Camfferman (1996) で詳細に取り扱われている。
  - 11) 土地を取替価値 (時価) で評価することも可能であり、実際にそれを行っている企業はある。しかし、土地は、不動産とはいえ費用性資産である建物と異なって、営業活動において費消に伴って費用化し、損益計算に影響するものではない。そのため、土地の評価基準は取替価値会計の類型化の識別基準としては考慮されない。土地の評価実態については、久木田 (2002, 19-22 ページ) で取り上げている。
  - 12) 近年、取替価値の代わりに時価 (actuele waarde) という用語が使用される傾向が見られるが、オランダ型時価主義会計を端的に表すのは取替価値会計であるので、ここでも評価基準としても時価ではなく取替価値という表記を用いる。取替価値会計適用企業における時価の表記法と実態の推移については久木田 (2002, 23-31 ページ) で触れている。
  - 13) 以下の会計処理では再評価差額に関する税金は考慮せず、全額を再評価準備金に計上することになっている。基本財務諸表上の処理 (表示) については、取替価値会計の 7 つの種類の違いが端的に示される部分のみをピックアップして表示している。
  - 14) 以下は、久木田 (2000, 17-31 ページ) でも取り上げた内容と類似しているが、設例の数字が異なっているし、後で取り上げるフィリップス社のケースでは再評価差額に関するギアリング調整と税金の問題がクローズアップされるので、そのことを考慮した設例になっている。ここでは、取替価値会計の 7 類型と取得原価主義会計の違いを明らかにするために、ギアリング調整は無視した会計処理と基本財務諸表上の処理 (表示) を示しておく。以下の設例や会計処理などは、



- Vijn en Slot (1993), Vijge (1999) および Koetzier en Epe (2003) を参考にしている。
- 15) 設例の設定条件によっては、ここでの結果と異なったものとなることはいうまでもない。設定条件が異なる場合の比較検討は久木田 (2000, 27-31 ページ) で行っている。
  - 16) ハイネケン社の年次報告書は、当初は Overlag over het boekjaar 1955-1956 のように表記していたが、その後、Jaarverslag 1981 のような表記となった。以下のハイネケン社の年次報告書からの引用の際の出典表示では当該年度の年次報告書の表紙で示されたタイトルによる。
  - 17) Camfferman (1996, p.224) ではハイネケン社が取替価値会計を導入したのは 1957 年度という趣旨の記述が見られるが、年次報告書を仔細に見ると 1956 年 9 月決算からであることが明らかである。
  - 18) 導入時の RVA・II 型は、数値例によるⅢの RVA・II 型の会計処理のように、再評価時に再評価差額を再評価準備金と繰延税金負債に区分せず、Ⅱの RVA・II 型の会計処理のように取替価値と取得原価との差額の全額を再評価準備金に計上する方法である。
  - 19) フィリップス社は 1951 年度に取替価値会計を全面的適用に踏み切る以前には、1946 年から 1950 年まで取替価値会計を部分的に適用していた。主に 1912 年以降の年次報告書をベースにフィリップス社の会計政策の展開プロセスを取り扱ったものに Brink (1990), Brink (1992), Vangermeersch (1983) および Vangermeersch (1996) がある。
  - 20) フィリップス社の全面的適用型の取替価値会計を 3 つのパターンに峻別することおよびその会計処理や基本財務諸表上での処理については、Appelo (1982a), Appelo (1982b), Bindenga (1983), Dijkma (1983), Enthoven (1982), Koetzier en Epe (2003), Slot (1982), Spinosa Cattela (1982), Spinosa Cattela (1983), Vijn en Slot (1993), Vijge (1999), Vos (1972) などを参照している。
  - 21) ここでは取替価値会計の 7 類型と取得原価主義会計の異同を明らかにするために設定したⅢの設例に依拠しているために、久木田 (1996a) での設例とは異なっているが、会計処理法と基本財務諸表上の処理 (表示) 法は原理的に変わりはない。
  - 22) ハイネケン社の取替価値会計実践とのその他の取替価値会計適用企業の会計実践の異同については、久木田 (2000b) で調査対象年度の 1983/84 年度から 1998/99 年度に関してであるが、年度ごと類型別に一覧で示している。

#### 参 考 文 献

- Appelo, H. H. A. (1982a) "Nieuwe grondslagen voor de winstberekening bij Philips," *MBO*, 86-1019, februari 1982, pp. 40-43.
- Appelo, H. H. A. (1982b) "Philips: on the way to a better insight and greater uniformity. Calculating Profit — The New Principles," *World Accounting Report: Special Feature*, February 1982, pp.2-4.
- Ashton, R. K. (1981) *The Use and Extent of Replacement Value Accounting in the Netherlands*, London : The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 1981.
- Backer, Morton (1973) "Valuation reporting in the Netherlands : A real-life example," *Financial Executive*, January 1973, pp. 40-49.
- Bakker, P. (1974) *Inflation and Profit Control; How to Account for Inflation in Business*, Toronto: Methuen, 1974.



- Bindenga, A.J. (1983) "Presentatie van vermogen en resultaat van Philips en Enthoven," *De Accountant*, februari 1983, pp. 344-350.
- Brink, H. L. (1990) "Stelselkeuzen en stelselwijzigingen : de 'Philips-case'," *Pacioli Journaal*, september 1990, pp. 24-34.
- Brink, H. L. (1992) "A history of Philips' accounting policies on the basis of its annual reports," *The European Accounting Review*, Vol. 1 No. 2, December 1992, pp. 255-275.
- Brink, H. L. en H. P. A. Langendijk. (1995) "Actuele waarde in de jaarrekening," H. L. Brink en L. van der Tas red., *Jaar in - jaar uit 9, Financiële verslaggeving 1994, theorie en praktijk*, Deventer: Kluwer Bedrijfswetenschappen, 1995, pp. 1-30.
- Camfferman, Kees. (1994) "Schmidt, Limperg and the Dissemination of Current Cost Accounting in the Netherlands," *The International Journal of Accounting*, Vol. 29 No. 4, Winter 1994, pp. 251-264.
- Camfferman, Kees. (1996) *Voluntary Annual Reporting Disclosure by Listed Dutch Companies 1945-1983*, diss. VU, Amsterdam, 1996.
- Camfferman, Kees. (1998) "Deprival Value in the Netherlands: History and Current Status," *ABACUS*, vol. 34, No. 1, March 1998, pp. 18-27.
- Camfferman, Kees. (2004) "De ontwikkeling van de externe verslaggeving in Nederland," M. N. Hoogendoorn, J. Klaassen en F. Krens red., *Externe verslaggeving in theorie en praktijk*, Deel 1, vierde druk, 's-Gravenhage : Reed Business Information, 2004, pp.10-28.
- Dijkema, J., en M. A. van Hoepen (1983) "Eenkel aantekeningen bij het" a llernieuwste "stelsel van Philips in Eindhoven," *De Accountant*, 90-2, oktober 1983, pp. 92-99.
- Enthoven, A. J. H. (1982) *Current Value Accounting : Its Concepts and Practice at N. V. Philips Industries, The Netherlands*, International Accounting Research Study # 3, Richardson: Center for International Accounting Development, The University of Texas at Dallas, 1982.
- Enthoven, A. J. H., ed. (1983) *Current Cost Accounting: Its Aspects and Impacts, Proceeding of April 1983 Conference*, International Accounting Research Study # 4, Richardson: Center for International Accounting Development, The University of Texas at Dallas, 1983.
- Goudekot, A. (1952) "How Inflation Is Being Recognized in Financial Statements in the Netherlands," *The Journal of Accountancy*, October 1952, pp. 448-452.
- Goudekot, A. (1955) *Enkele beschouwingen over de toepassing van de leer van de vervangingswaarde*, rede uitgesproken ter gelegenheid van uitreiking van de Henri Sijthoff-prijs 1955 op 17 December 1956, Het Financieele Dagblad, 1956.
- Goudekot, A. (1960) "An Application of Replacement Value Theory," *The Journal of Accountancy*, July 1960, pp. 37-47.
- Gynther, R. S. (1966) *Accounting for Price-Level Changes : Theory and Procedures*, Oxford : Pergamon Press, 1966.
- Klaassen, J. (1975) *De vervangingswaarde : theorie en toepassing in de jaarrekening*, Alphen aan den Rijn : Samsom, 1975.
- Koedijk, R. J. J. (1977). 'De toepassing van actuele waarden bij Wessanen.' Nivra red., *Toepassing van actuele waarde in de jaarrekening*, Nivra geschriften nr. 18. Deventer : Kluwer, 1997.

- Koetzier, W. en P. Epe (2003). *Waarde en winst*, Groningen : Wolters-Noordhoff, 2003.
- Krens, F. (2004) "Algemene grondslagen van waardering en winstbepaling," M. N. Hoogendoorn, J. Klaassen en F. Krens red., *Externe verslaggeving in theorie en praktijk*, Deel 1, derde druk, 's-Gravenhage : Reed Business Information, 2001, pp. 180-220.
- Limperg Jr., Th. (1937) "De gevolgen van de depreciatie van de gulden voor de berekening van waarde en winst in de bedrijf ", *MAB*, 14-1, januari 1937, pp. 1-8.
- Limperg Jr., Th. (1964) *Bedrijfseconomie, deel I, Algemeene inleiding tot de bedrijfshuis- houdkunde en leer*, Deventer : Kluwer, 1964.
- Limperg Jr., Th. (1965) *Bedrijfseconomie, deel VI, Leer van de accountantscontrole en van de winstbepaling*, Deventer : Kluwer, 1965.
- Limperg Jr. Th. (1979). *Waarde, Winst en Jaarrekening*, Deventer : Kluwer, 1979.
- Nivra (1977) *Toepassing van de actuele waarde in de jaarrekening*, nivra geschrift nr. 18, Deventer : Kluwer, 1977.
- Offeren, D. H. van (1988) "Replacement Value Accounting : Theory and Practice," Kenneth S. Most ed., *Advances in International Accounting*, Vol. 2, 1988, pp. 23-50.
- Offeren, D. H. van (1990) "Accounting for Changing Prices in Dutch Annual Reports," Kenneth S. Most ed., *Advances in International Accounting*, Vol. 3, 1990, pp. 87-106.
- Rosen, L. S. (1967) "Replacement Value Accounting," *The Accounting Review*, January 1967, pp.106-113.
- Rosen, L. S. (1972) *Current Value Accounting and Price-Level Restatements*, Toronto : The Canadian Institute of Chartered Accountants, 1972.
- Ross, Howard (1969) *Financial Statements: a crusade for current values*, Toronto : Pitman, 1969.
- Sloten, P. J. van (1981) *The Dutch Contribution to Replacement Value Accounting Theory and Practice*, ICRA Occasional Paper No. 21, Lancaster: The International Centre for Research in Accounting, The University of Lancaster, 1981.
- Slot, R. (1982) "De ontwikkeling van het winstbegrip bij Philips." *Accountant-Adviseur*, no.7 September 1982, pp. 304-307.
- Spinosa Cattela, R. C. (1977) "An Introduction into current cost accounting and its application within Philips," *Philips Administration Review*, december 1977, pp. 55-69.
- Spinosa Cattela, R. C. (1982) "Philips: on the way to a better insight and greater uniformity, overview," *World Accounting Report : Special Feature*, February 1982, p. 1.
- Spinosa Cattela, R. S. (1983) "An Introduction into Current Value Accounting and Its Application within Philips N. V.," Adolf J. H. Enthoven ed., *Current Cost Accounting : Its Aspects and Impacts*, Richardson : Center for International Accounting Development, The University of Texas at Dallas, 1983, pp. 35-45.
- Vangermeersch, Richard (1983) *An Historical Analysis of The Financial Reporting Practices of Philips Industries of The Netherlands for Tangible Fixed Assets and Inventory 1915-1981*, The Working Paper No. 57, Georgia: The Academy of Accounting Historians, 1983.
- Vangermeersch, Richard (1996) "Philips Industries (N. V.)," M. Chatfield and Richard Vangermeersch ed., *The History of Accounting: An International Encyclopedia*, New York/London :

- Gerland, 1996. pp. 461-463.
- Vijge, G. W. A. (1999), *Winstbepalings-stelsels c.a.*, achtste druk, Groningen : Wolters-Noordhoff.
- Vos, J. (1970) "Replacement Value Accounting," *ABACUS*, Vol. 6 No. 2, December 1970, pp. 132-143.
- Vos, J. (1972) "Het jaarverslag 1971 : vervangingswaarde blijft doch toepassing verandert," *Philips Administration Review*, 26-2, december 1972, pp. 2-14.
- Vijn, R. M. en R. Slot (1993) *De ontwikkeling van het winstbegrip : van nominalisme naar 'inflation accounting'*, Culemborg : Stenfert Kroese, 1993.
- Weert, M. S. M. and E. W. Kernfort (1977) "Current Value Accounting -The Philips Experience-", Australian Society of Accountants ed., *Accounting for Price and Price Level Changes* (Symposium), Sydney : Australian Society of Accountants, 1977, pp. 65-72.
- Wilschut, K. P. G. (1975) "Het stelsel van waardering en winstbepaling toegepast door de Akzogroep," *MAB*, 49-5, mei 1975, pp.241-249.
- Wilschut, K. P. G. (1977) "De toepassing van actuele waarde bij Akzo," Nivra red, *Toepassing van actuele waarde in de jaarrekening*, nivra geschrift nr. 18, Deventer : Kluwer, 1977, pp. 91-95.
- Zeff, Stephen. A., F. van der Wel and Kees Camfferman (1992) *Company Financial Reporting : a historical and comparative study of the Dutch regulatory process*, Amsterdam : North-Holland, 1992.
- 久木田重和 (1993) 「オランダの時価主義会計の現状と課題—フィリップス社も取得原価主義会計へ—」『旬刊経理情報』通巻 705 号, 1993 年 12 月 1 日, 18 ~ 25 ページ。
- 久木田重和 (1994a) 「オランダ取替価値会計の動向」『東京経大会誌』第 185 号, 1994 年 1 月, 71 ~ 111 ページ。
- 久木田重和 (1994b) 「取得原価主義会計と時価情報の開示—オランダの取得原価主義会計適用企業における実態—」『東京経大会誌』第 189 号, 1994 年 11 月, 205 ~ 249 ページ。
- 久木田重和 (1996a) 「フィリップス社の取替価値会計の展開と取得原価主義会計への変更」『東京経大会誌』第 198 号, 1996 年 9 月, 83 ~ 113 ページ。
- 久木田重和 (1996b) 「オランダ企業会計の取得原価主義会計指向」『東京経大会誌』第 200 号, 1996 年 12 月, 53 ~ 92 ページ。
- 久木田重和 (2000a) 「オランダ型時価主義会計の適用形態」『東京経大会誌』第 216 号, 2000 年 2 月, 9 ~ 45 ページ。
- 久木田重和 (2000b) 「オランダ型時価主義会計適用企業の会計実践 (1)」『東京経大会誌』第 220 号, 2000 年 9 月, 55 ~ 106 ページ。
- 久木田重和 (2002) 「オランダ型時価主義会計実務の諸相」『東京経大会誌』第 230 号, 2002 年 7 月, 3 ~ 45 ページ。
- 久木田重和 (2004) 「オランダ型時価主義会計の最新状況と取得原価主義会計」『企業会計』第 56 巻第 5 号, 2004 年 5 月, 4 ~ 12 ページ。

※ 小稿は 2005 年度東京経済大学個人研究助成費 (研究課題番号 A05-19) による研究成果の一部である。

— 2007 年 8 月 20 日受領 —